



甲州市こども 計画

令和8年度 ➔ 令和11年度

こどもの未来を
地域みんなで育てるまち 甲州市



令和8年3月
甲州市

はじめに

少子高齢化の進行や家族形態の変化、ライフスタイルの多様化により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中、国においては令和5年4月に「子ども基本法」が施行され、子ども家庭庁が発足するなど、子ども施策を社会の真ん中に据えた「子どもまんなか社会」の実現に向けた取組が強力に推進されています。

本市におきましても、昨年度、「第3期甲州市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育および地域の子育て支援体制の充実に努めてまいりました。

新たに策定する「甲州市子ども計画」では、この第3期計画を包含し、一体的に推進してまいります。本計画は、子どもを権利の主体として尊重する「子どもまんなか」の視点に立ち、子どもや若者、子育て支援者の皆様の「声」を丁寧に聴き、その意見を踏まえて策定した点が特徴です。

また、本計画では、対象をこれまで以上に広げ、妊娠・出産から乳幼児期、学童期、そして青年期までを包括する内容としました。ライフステージに応じた「切れ目のない支援」をさらに充実させることで、すべての子どもが幸せに暮らし、安心して成長できる環境を整えてまいります。

子どもたちが自分らしく育ち、心豊かに夢を描きながら未来へ羽ばたける、「子どもの未来を地域みんなで育てるまち」の実現を目指し、全力で取り組んでまいります。

市民の皆様をはじめ子育てに係る関係者の皆様の一層のご支援を賜るとともに、さらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました甲州市子ども・子育て会議委員をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等により貴重なご意見をいただきました市民の皆様並びに関係各位に、心より感謝申し上げます。

令和8年3月



甲州長 鈴木 幹夫

P1 第1章 計画策定にあたって

- p 1 1 計画策定の背景・趣旨
- p 1 2 計画の期間
- p 2 3 計画の位置づけ
- p 3 4 計画の対象
- p 4 5 計画策定の体制
- p 5 6 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

P6 第2章 甲州市の現状

- p 6 1 統計データからみたこども・若者を取り巻く状況
- p 13 2 こども・若者実態調査の結果
- p 26 3 小学生を対象としたワークショップ
- p 27 4 中学生を対象としたヒアリング調査
- p 29 5 支援団体ヒアリングからの意見
- p 30 6 こどもを取り巻く課題

P33 第3章 計画の基本的な考え方

- p 33 1 計画の基本理念
- p 33 2 基本目標
- p 34 3 計画の体系

次

P35 第4章 施策の展開

- p35 基本目標1 すべてのこどもが健やかに育つよう支援します
- p43 基本目標2 こどもの将来にわたるウェルビーイングを支援します
- p53 基本目標3 安心してこどもを育てることができるよう支援します

P58 第5章 計画の推進

- p58 1 計画の推進体制
- p58 2 進捗状況の管理

P59 資料

- p59 1 甲州市子ども・子育て会議委員名

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の 背景・趣旨

我が国では、こどもや子育て家庭を取り巻く社会環境が大きく変化しており、少子化の急速な進行とともに、ライフスタイルや価値観のさらなる多様化が進んでいます。同時に、児童虐待、不登校、ヤングケアラーといった問題の深刻化が進む一方で、定年延長による祖父母の就労継続や地域社会のつながりの希薄化などの要因により、子育て家庭が周囲からの支援を得ることが困難な状況となっています。

このような状況を受け、国では令和5年4月に「こども基本法」が施行され、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、こども施策を社会全体で総合的に推進するための包括的な基本法を整備しました。同時期には、こども政策の司令塔機能を担う「こども家庭庁」が発足し、こどもの健やかな成長や権利利益の擁護、子育て家庭への支援に関する事務を一元的に所管することとなりました。

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に基づき、次代の社会を担うすべてのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長できる社会の実現を目指しています。また、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、こどもの権利擁護を図り、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の構築を理念としています。

さらに同年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども施策に関する基本的な方針と重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定され、こども施策の総合的な推進に向けた指針が示されました。

こども基本法では、都道府県に対してこども大綱を勘案した「都道府県こども計画」の作成を、また市町村に対してはこども大綱及び都道府県こども計画を勘案した「市町村こども計画」の策定に努めることを求めています。

本市においても、すべてのこどもが幸せに暮らしていくことができるよう、切れ目のない支援の充実を図り、「すべてのこどもが心豊かに成長できるまちづくり」の実現を目指しています。

本計画は、これらの社会情勢や国の動向、本市のこども・子育てに関する現状を踏まえ、こども施策に係る一体的な計画として策定します。

2 計画の 期間

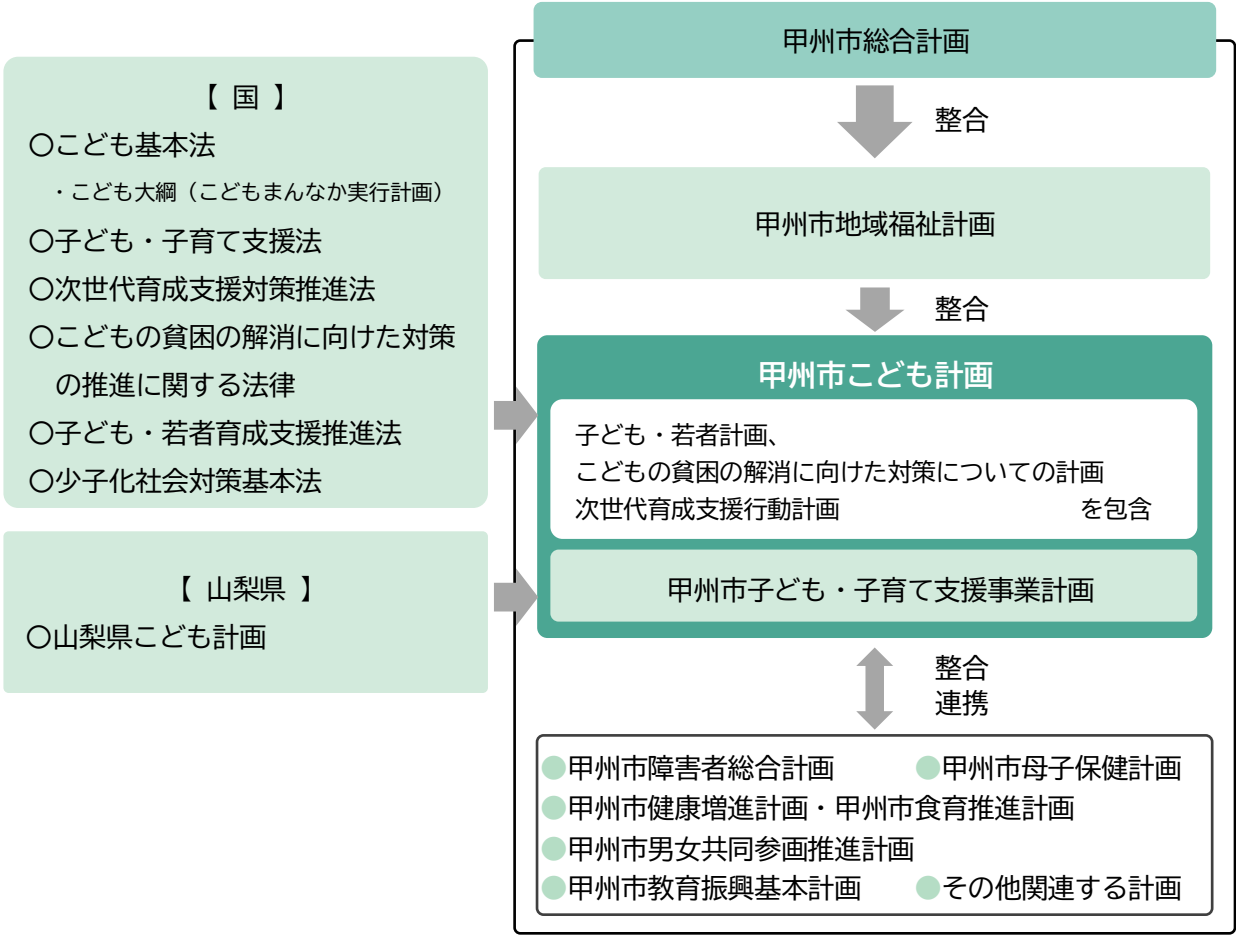
本計画は、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とします。

なお、社会・経済情勢の変化や、さまざまな状況の変化に合わせ、必要に応じて見直しを検討します。

3 計画の 位置づけ

本計画は、こども基本法第10条の規定に基づく「こども計画」です。

また、本計画は、市政の最上位計画である「甲州市総合計画」を補完する個別計画として策定し、甲州市地域福祉計画を上位計画とします。策定に当たっては、国が示す「こども大綱」や関連する法律、山梨県が策定する「山梨県こども計画」、市の各種計画等との整合・連携を図ります。



*国の成育医療基本方針に基づく計画（母子保健分野）については、甲州市母子保健計画として策定しています。

4 計画の 対象

本計画は「心身の発達の過程にあるすべてのこども」を対象とします。18歳や20歳といった特定の年齢で必要なサポートが途切れることなく、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある者が、それぞれ状況に応じて社会で幸せに暮らせるよう支えるものです。

また、「子育て当事者」も施策の対象としています。

乳幼児期	学童期	思春期	青年期
義務教育年齢に達するまで	小学生	中学生年代から概ね18歳まで	概ね18～30歳未満 ※施策によってはポスト青年期（30～39歳）も含む

*発達段階に応じて、「乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）」、「学童期（小学生年代）」、「思春期（中学生年代～概ね18歳）」、「青年期（概ね18歳～30歳未満、施策によってはポスト青年期を含む）」に分けて記述します。なお、「若者」に法令上の定義はありませんが、本計画では思春期及び青年期の者を指します。「こども」と「若者」は重なり合いますが、青年期全体が対象であることを明確にするため、法令の規定を示す場合を除き、原則として「若者」の表記を用います。

*本計画において、ひらがな表記の「こども」は、こども基本法に基づき「心身の発達の過程にある者」を指します。ただし、制度の規定や既存の事業名、固有名詞等については、「子ども」や「子供」の表記を用いる場合があります。



5 計画策定の 体制

(1) こども・若者の実態調査の実施

本市のこども・若者を取り巻く環境の実態把握と課題分析の基礎資料とするため、市内に在学の小学5年生、中学2年生、市内在住の15歳（高校生年代）～29歳の1,000人を対象に、生活実態、学習状況、貧困の実態等に関するアンケート調査を実施しました。

(2) こどもの意見聴取の実施

主役となるこどもの意見を本計画書に取り入れるため、玉宮児童クラブ・井尻児童クラブにてワークショップを実施しました。

また、塩山中学校、松里中学校、勝沼中学校の生徒に対し、居場所づくりに関して対面によるヒアリング調査を実施しました。

(3) 甲州市子ども・子育て会議及びこども計画策定 庁内検討会の開催

市民の幅広い意見を取り入れられるよう、「甲州市子ども・子育て会議」で、計画の策定に関して必要な事項の検討・審議を行いました。また、庁内においては、「こども計画策定庁内検討会」を設置し、全庁的に連携、調整を図りながら策定を進めました。

(4) 支援団体へのヒアリングの実施

こどもを支援する団体に対し、市内のこどもの様子や現状を把握するため、対面によるヒアリング調査を実施しました。

(5) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、市民の意見を広く求めることを目的に、パブリックコメントを実施しました。

【パブリックコメントの実施期間・方法】

実施期間：令和8年1月26日～令和8年2月9日

意見の提出方法：指定する場所への書面の提出、郵便、FAX、電子メール

提出された件数：2件

6
SDGs
(持続可能な開発目標)
の推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて定められた、平成28年から令和12年までの国際社会における共通の目標です。

地球上の誰一人取り残さない持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）とそれに関連する169のターゲットから構成されており、我が国においても国や自治体、団体、企業等がさまざまなパートナーシップのもと、その実現に向けた取組を始めています。

本計画の上位計画である「第2次甲州市総合計画」において、SDGsを踏まえた施策の推進を図っていることから、本計画においてもその理念を尊重し、目標達成に向けた施策の推進を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

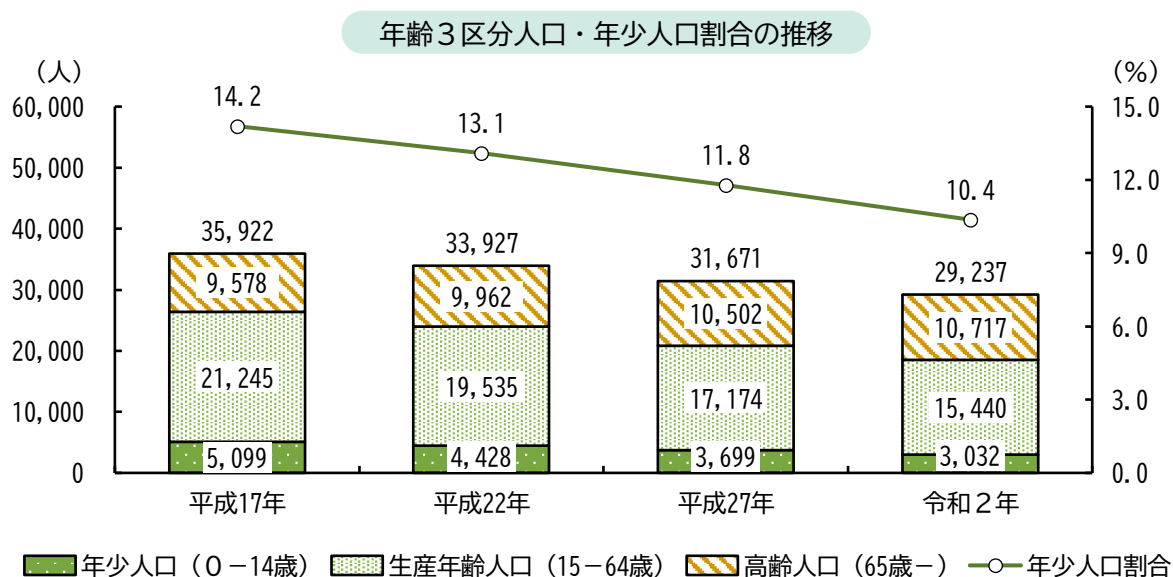


第2章 甲州市の現状

1 統計データからみたこども・若者を取り巻く状況

(1) 年齢3区分人口、年少人口割合の推移

本市の人口は減少しており、令和2年の時点では29,237人となっています。また、0歳－14歳の年少人口についても減少しています。



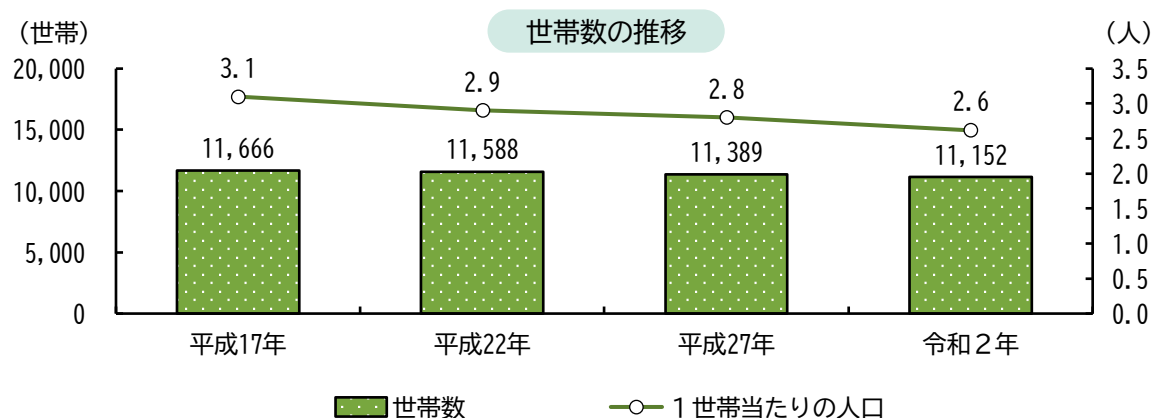
※ 平成17年は旧塩山市、旧勝沼町、旧大和村の合計。

※ 総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。割合は、分母から不詳を除いて算出している。

資料：国勢調査

(2) 世帯数の推移

本市の世帯数は、減少傾向にあります。また、1世帯当たり人員も減少しており、令和2年に2.6人となっています。



資料：国勢調査

(3) 合計特殊出生率と自然動態

合計特殊出生率は令和4年時点で 1.36 となっており、県より低いものの、全国より高い水準となっています。

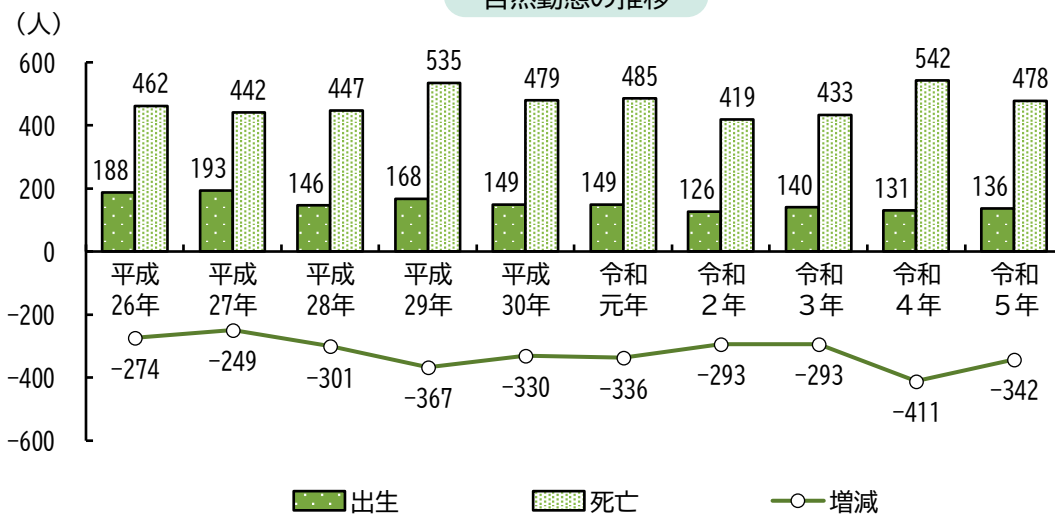
合計特殊出生率の推移

	全国	山梨県	甲州市
平成 20 年－24 年	1.38	1.45	1.35
平成 25 年－29 年	1.43	1.49	1.38
平成 30 年－令和 4 年	1.33	1.46	1.36

資料：人口動態調査

本市の出生数、死亡数は、増減を繰り返して推移しています。また、出生数より死亡数が約 2～4 倍程度多く、いずれの年も減少幅が大きく推移しています。

自然動態の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

(4) 世帯類型の推移

令和2年の国勢調査によると、本市の一般世帯のうち6歳未満児のいる世帯は6.3%で、県全体よりもやや低い水準となっており、平成27年と比較すると1.3ポイントの減少となっています。

また、ひとり親世帯の割合が、平成27年より増加しています。

世帯類型の推移

単位：世帯

	一般世帯数	6歳未満児が いる世帯数	18歳未満児 がいる世帯数	3世代世帯数	男親と子から なる世帯	女親と子から なる世帯
甲州市 (平成27年)	11,367	863	2,643	1,337	175	999
	(%)	7.6	23.3	11.8	1.5	8.8
山梨県 (平成27年)	330,375	27,934	74,155	26,136	4,807	26,146
	(%)	8.5	22.4	7.9	1.5	7.9
甲州市 (令和2年)	11,135	707	2,220	984	198	1,047
	(%)	6.3	19.9	8.8	1.8	9.4
山梨県 (令和2年)	338,057	25,025	66,219	20,205	4,904	26,904
	(%)	7.4	19.6	6.0	1.5	8.0

資料：国勢調査

(5) 女性就業率

令和2年の国勢調査によると、本市の女性の就業率は平成27年から0.4ポイント増加し、県や国と比較すると高い水準となっています。

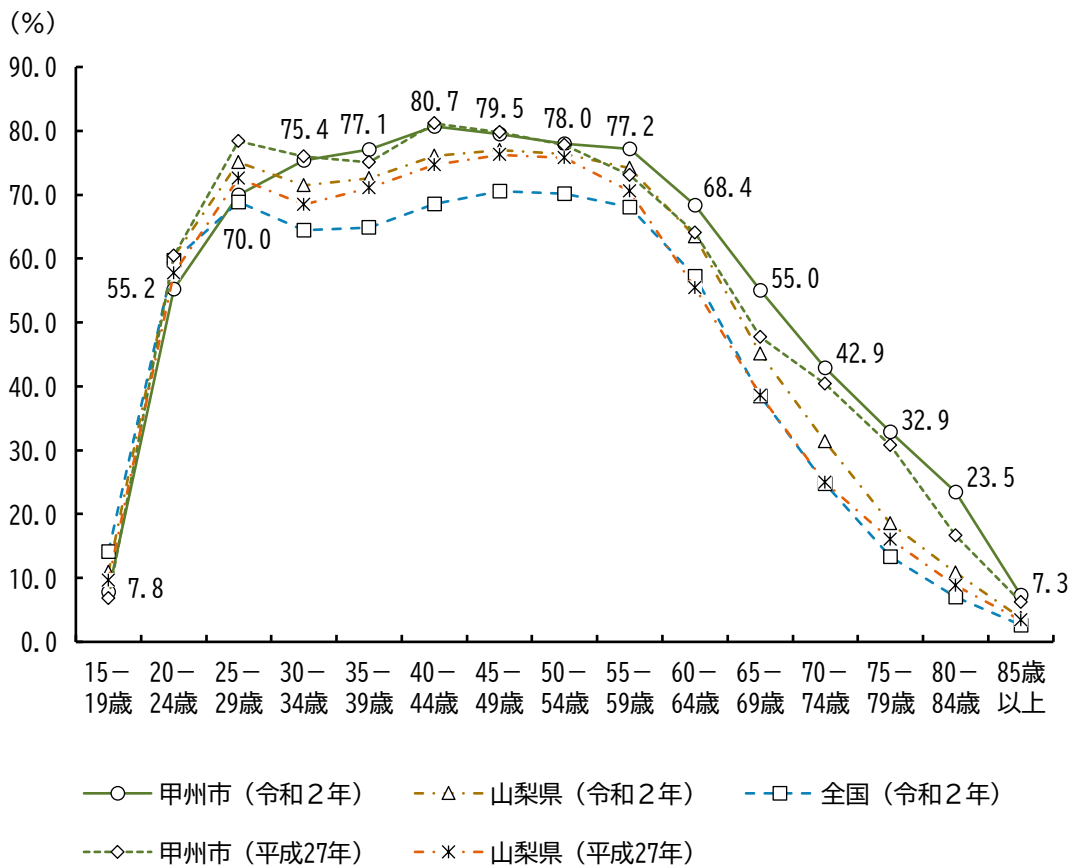
女性就業率の推移

単位：％

	全国	山梨県	甲州市
平成27年	45.4	48.3	52.0
令和2年	46.5	50.0	52.4

また、令和2年の本市の年齢別の女性就業率を平成27年と比較すると、25-29歳の就業率が下がり、35-39歳の就業率が上がりました。

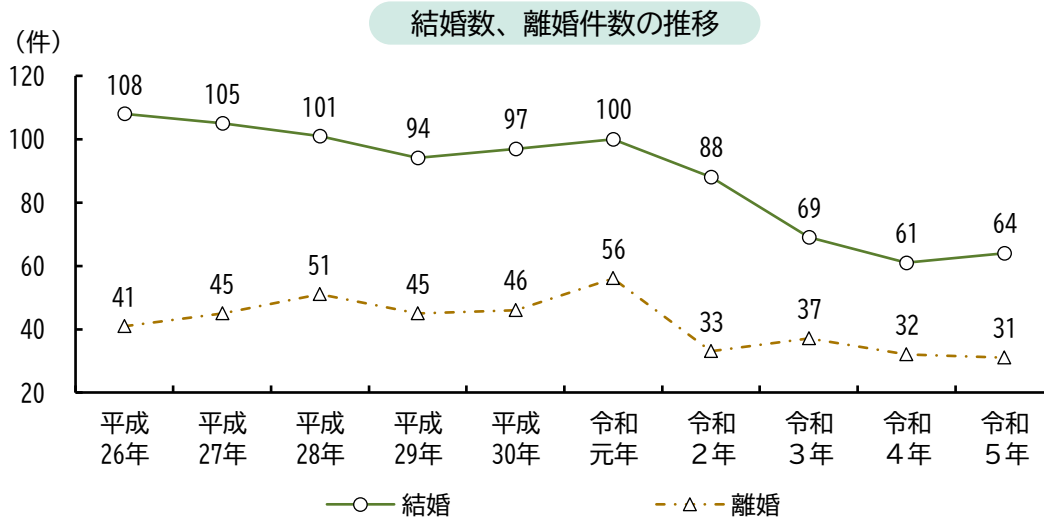
年齢別の女性就業率



資料：国勢調査

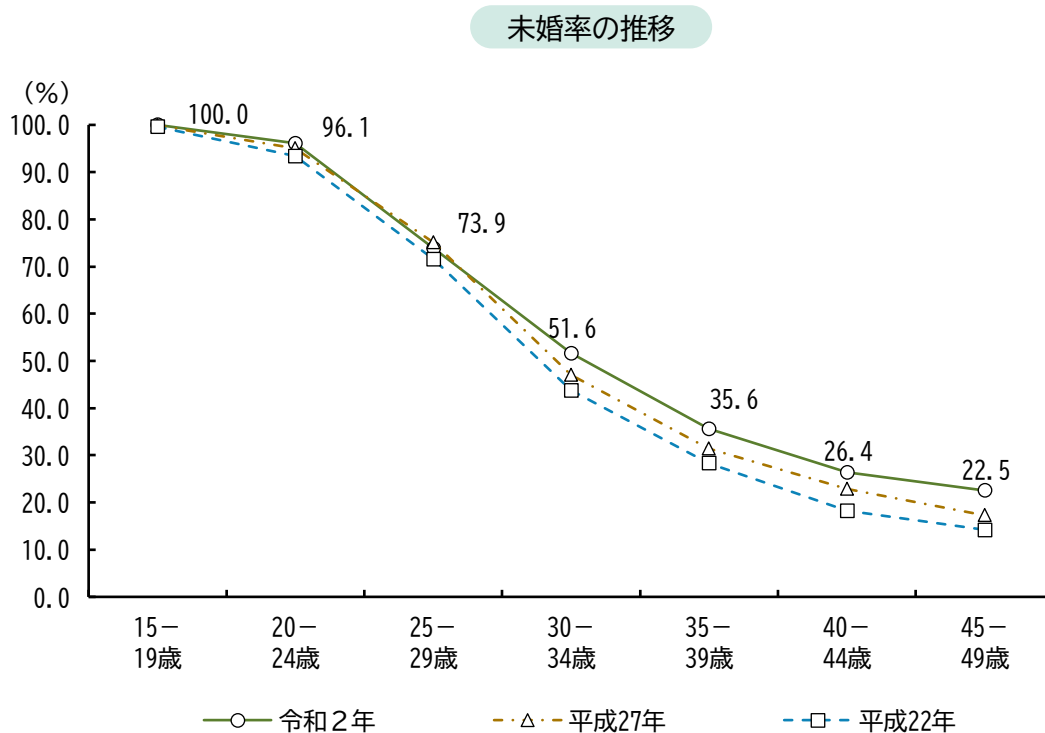
(6) 結婚件数、離婚件数の推移

本市の結婚件数についてみると、平成26年から減少傾向で推移しており、令和5年では64件となっています。離婚の件数は年により増減がありますが、令和元年まで40～50件台で推移した後、減少し、令和5年には31件となっています。



(7) 未婚率の推移

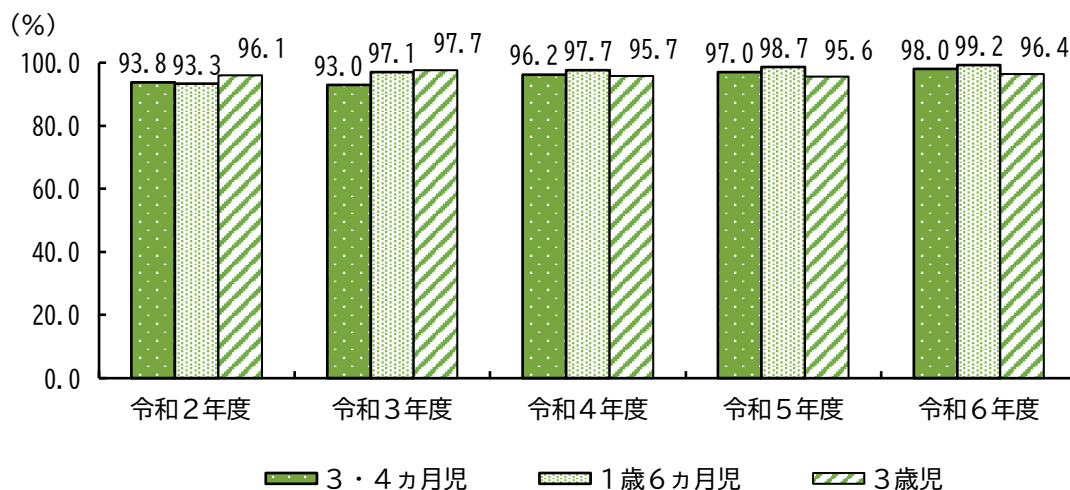
本市の年齢別未婚率についてみると、令和2年では平成22年に比べ、20歳以上の各年齢階級において、増加傾向となっています。特に30歳以上で割合の上昇が顕著であり、晩婚化や非婚化が進行していることがうかがえます。



(8) 甲州市で子育てしたいと思う親の割合の推移

甲州市で子育てしたいと思う親の割合の推移についてみると、3・4カ月児、1歳6カ月児、3歳児ともに、9割以上と高くなっています。令和6年度では、3・4カ月児、1歳6カ月児で、最も高くなっています。

甲州市で子育てしたいと思う親の割合の推移

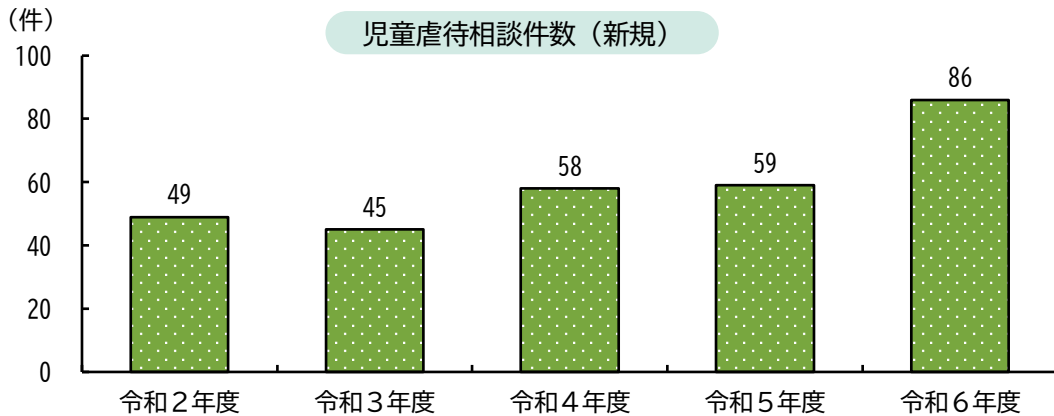


資料：乳幼児健康診査問診項目

(9) 児童虐待相談件数（新規）

本市の児童虐待相談の新規件数は増加傾向にあり、令和6年度では86件と、令和5年度に比べ大幅に増加しています。

全国233か所の児童相談所における令和5年度の児童虐待相談対応件数は225,509件となっており、年々増加しています。



資料：甲州市子育て支援課調べ

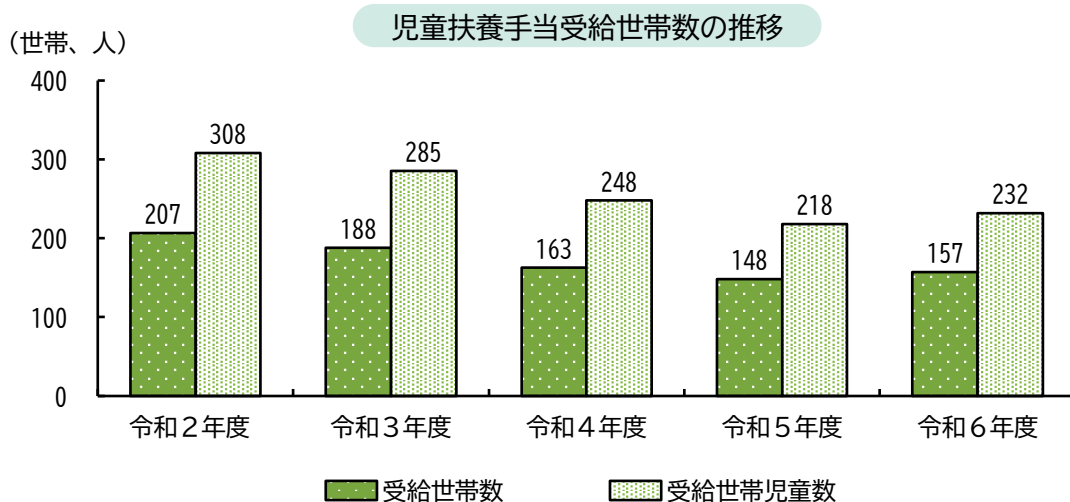
【参考】全国の児童虐待相談対応件数

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509
対前年度比	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+3.5%	+5.0%

資料：こども家庭庁

(10) 児童扶養手当受給世帯数の推移

本市の児童扶養手当受給世帯数・受給世帯児童数は令和5年度までは減少傾向にありましたが、令和6年度で若干増加し、受給世帯数が157世帯、受給世帯児童数が232人となっています。



資料：甲州市子育て支援課調べ

2 こども・若者実態調査の結果

(1) 実態調査の概要

① 調査の目的

本調査は、本市のこども・若者を取り巻く環境の実態把握と課題分析の基礎資料とするため、令和7年7月に生活実態、貧困の実態等に関するアンケート調査を実施しました。

② 調査対象

若者調査：甲州市在住の15歳（高校生年代）～29歳を無作為抽出

小学生調査：甲州市内の小学校に在学する小学5年生

中学生調査：甲州市内の中学校に在学する中学2年生

③ 調査方法

若者調査：郵送による配付・回収及びWEBによる回答

小学生調査：WEBによる回答

中学生調査：WEBによる回答

④ 回収状況

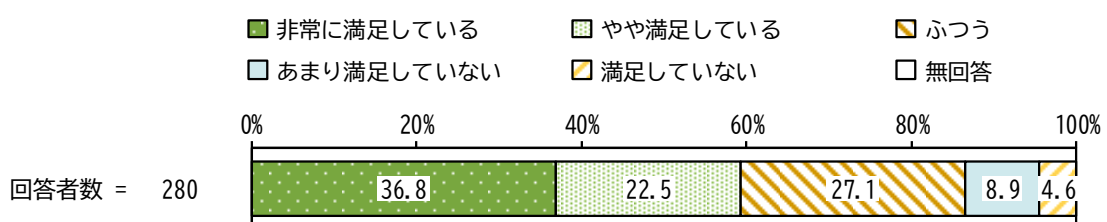
調査票の種類	配布数	回収数	回収率
若者調査	1,000件	280件	28.0%
小学生調査	228件	211件	92.5%
中学生調査	225件	197件	87.6%

(2) 主な調査結果

① 若者調査の主な調査結果

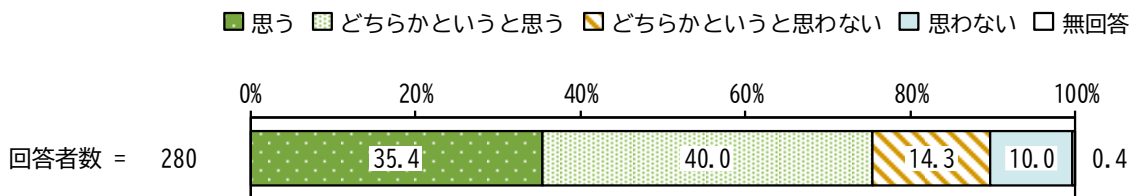
■ 現在の家庭の暮らしの経済的な状況について

「非常に満足している」「やや満足している」を合わせた“満足している”の割合が59.3%、「あまり満足していない」「満足していない」を合わせた“満足していない”の割合が13.5%となっています。



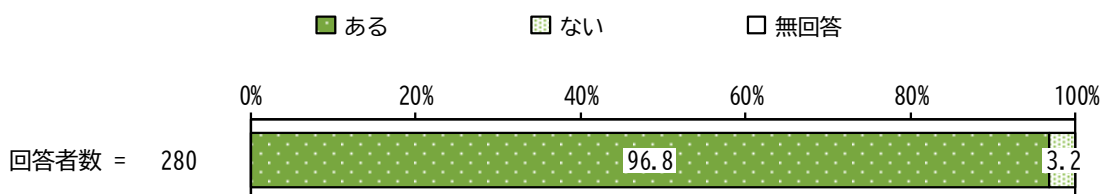
■ 「自分のことを好きだ」と思うかについて

「思う」「どちらかというと思う」を合わせた“思う”の割合が75.4%、「どちらかというと思わない」「思わない」を合わせた“思わない”の割合が24.3%となっています。



■ ほっとでき、安心していられる場所の有無について

「ある」の割合が96.8%、「ない」の割合が3.2%となっています。



■ ほっとでき、安心していられる場所はどこかについて（複数回答）

「自分の部屋（自分の家）」の割合が 88.6%と最も高く、次いで「家族といっしょにくつろぐ部屋（自分の家）」の割合が 57.2%、「祖父母・親せきの家」の割合が 22.1%となっています。

回答者数 = 271

自分の部屋（自分の家）

家族といっしょにくつろぐ部屋（自分の家）

祖父母・親せきの家

インターネット空間（SNS、Youtube、オンラインゲームなど）

友だちの家

学校

お店（ゲームセンター・カラオケボックス・ネットカフェ・ファストフード店・ファミレス・コンビニなど）

公園などの屋外

公民館、図書館

習いごと、スポーツクラブ

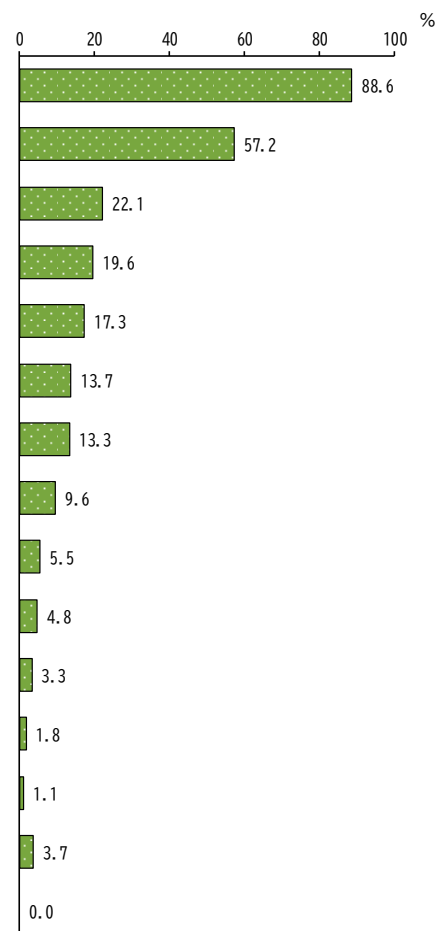
職場

悩みごとの相談にのってもらえたり、サポートしてくれたりする場所（電話やオンラインを含む）

無料で勉強をみてる場所や子ども食堂など食事を無料か安く食べることができる場所

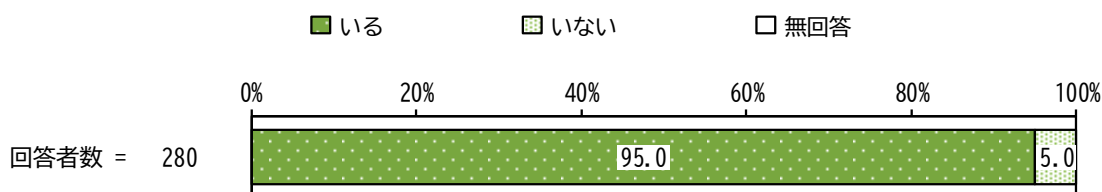
その他

無回答



■ 困った時に相談したり、悩みを話せる人の有無について

「いる」の割合が95.0%、「いない」の割合が5.0%となっています。

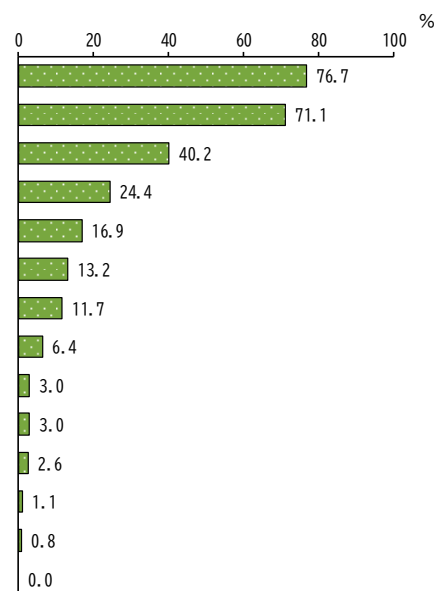


■ 相談したり、悩みを話せる人はだれかについて（複数回答）

「親」の割合が76.7%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が71.1%、「兄弟姉妹」の割合が40.2%となっています。

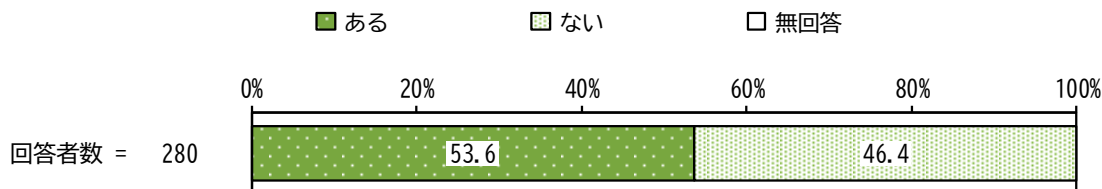
回答者数 = 266

- 親
- 友人・知人
- 兄弟姉妹
- 恋人や配偶者
- 祖父母や親せき
- 学校の先生
- 職場の同僚や上司
- LINEやX（旧Twitter）などのSNS
- 塾や習い事の先生
- インターネットのチャット・掲示板
- 病院・医療・福祉サービスの人
- スクールカウンセラー
- その他
- 無回答



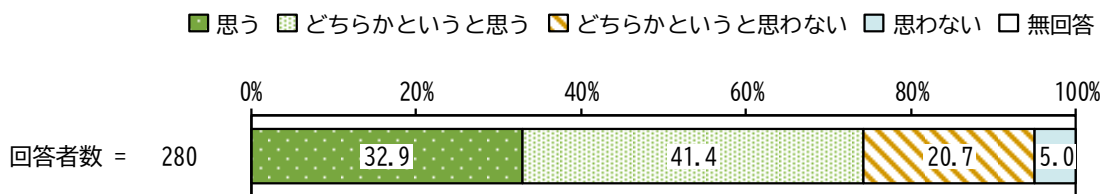
■ 将来の夢があるかについて

「ある」の割合が53.6%、「ない」の割合が46.4%となっています。



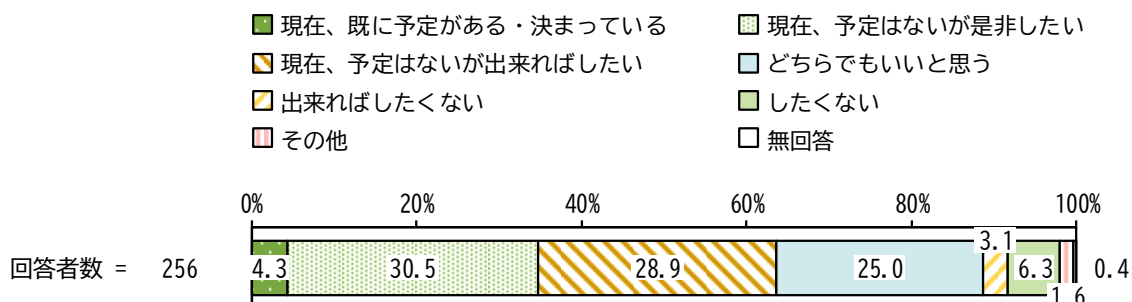
■ 自分の将来に明るい希望があると思うかについて

「思う」「どちらかというと思う」を合わせた「思う」の割合が74.3%、「どちらかというと思わない」「思わない」を合わせた「思わない」の割合が25.7%となっています。



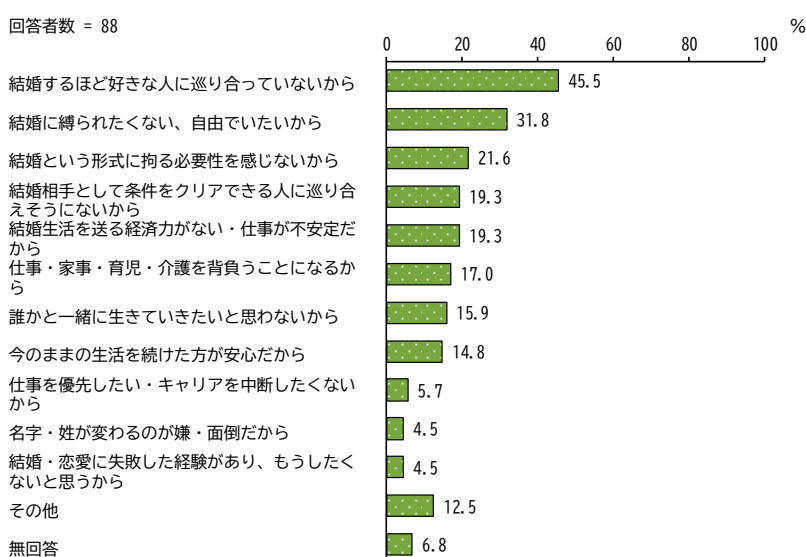
■ 今後、結婚したいと思うかについて

「現在、予定はないが是非したい」の割合が30.5%と最も高く、次いで「現在、予定はないが出来ればしたい」の割合が28.9%、「どちらでもいいと思う」の割合が25.0%となっています。



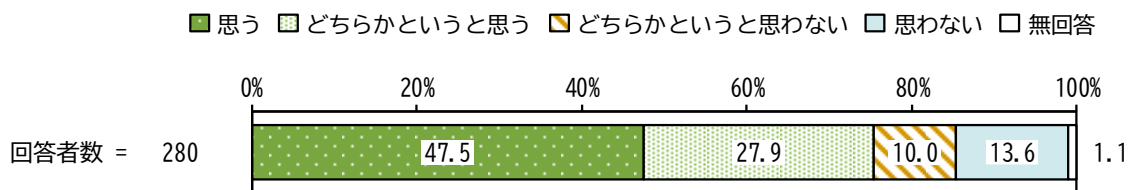
■ 今後、積極的に結婚したいと思わない理由について（複数回答）

「結婚するほど好きな人に巡り合っていないから」の割合が45.5%と最も高く、次いで「結婚に縛られたくない、自由でいたいから」の割合が31.8%、「結婚という形式に拘る必要性を感じないから」の割合が21.6%となっています。



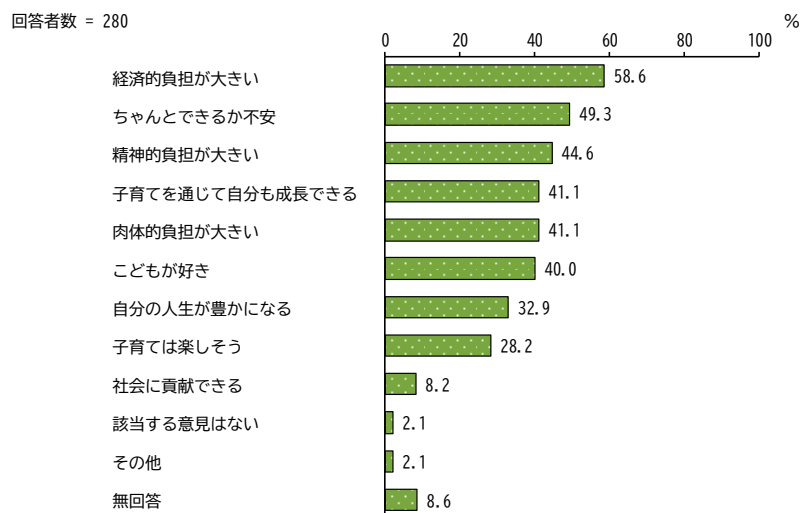
■ 自分も子育てをしたいと思うかについて

「思う」「どちらかと思う」を合わせた「思う」の割合が75.4%、「どちらかというと思わない」「思わない」を合わせた「思わない」の割合が23.6%となっています。



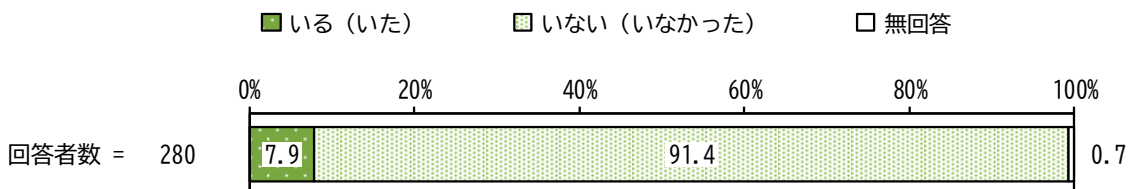
■ 子育てに対するあなたの考え（イメージ）について（複数回答）

「経済的負担が大きい」の割合が58.6%と最も高く、次いで「ちゃんとできるか不安」の割合が49.3%、「精神的負担が大きい」の割合が44.6%となっています。



■ 家族の中に世話（ケア）をしている人がいるかについて

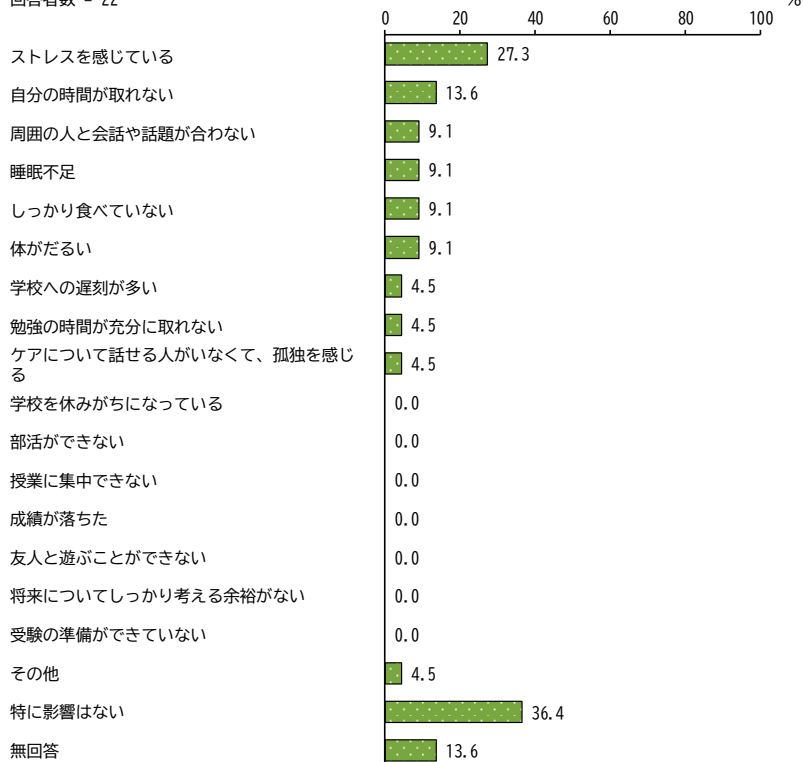
「いる（いた）」の割合が7.9%、「いない（いなかった）」の割合が91.4%となっています。



■ 家族の世話（ケア）をしているために、生活にどんな影響が出ているかについて（複数回答）

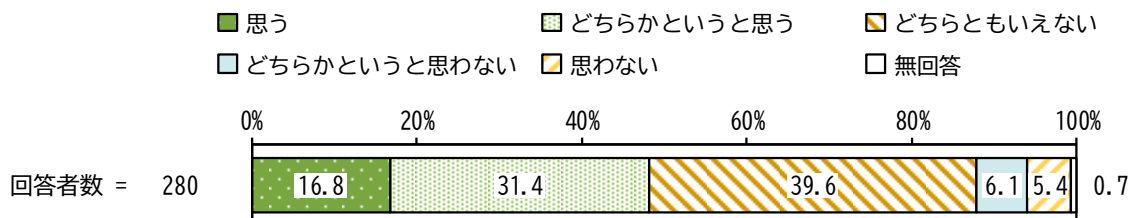
「特に影響がない」が多数を占める一方、具体的な影響の内容については、「ストレスを感じている」の割合が27.3%と最も高く、次いで「自分の時間が取れない」の割合が13.6%となっています。

回答者数 = 22



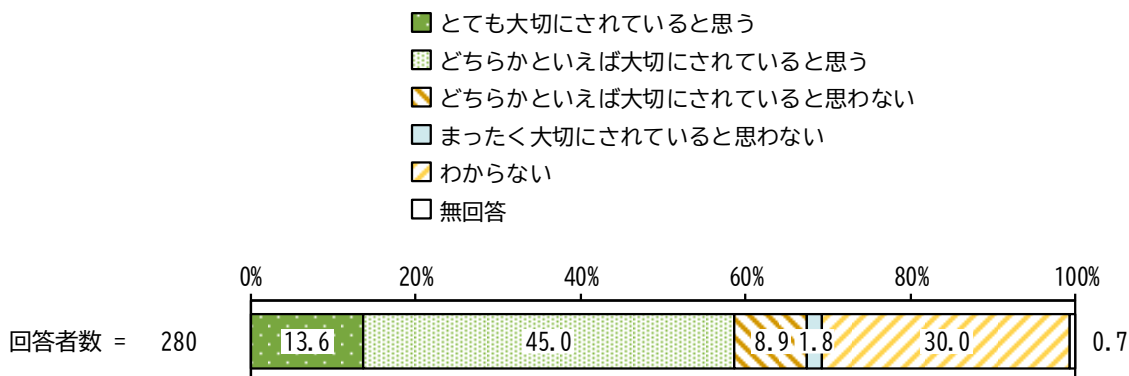
■ 自分の住んでいる地域は子育てしやすい地域だと思うかについて

「思う」「どちらかと思う」を合わせた“思う”の割合が48.2%、「どちらかというと思わない」「思わない」を合わせた“思わない”の割合が11.5%となっています。



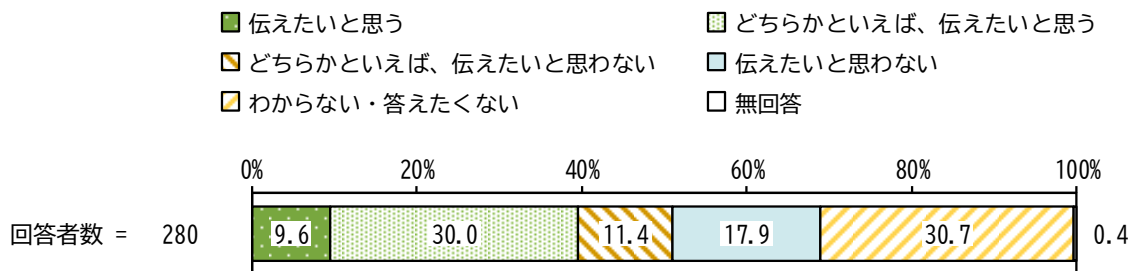
■ 甲州市において、子ども・若者の権利が大切にされていると思うかについて

「とても大切にされていると思う」「どちらかといえば大切にされていると思う」を合わせた“大切にされていると思う”の割合が58.6%、「どちらかといえば大切にされていない」「まったく大切にされていない」を合わせた“大切にされていないと思う”の割合が10.7%となっています。



■ 子ども・若者に関する制度や政策について、思っていることや意見を、甲州市（市役所）に伝えたいと思うかについて

「伝えたいと思う」「どちらかといえば、伝えたいと思う」を合わせた“伝えたいと思う”の割合が39.6%、「どちらかといえば、伝えたいと思わない」「伝えたいと思わない」を合わせた“伝えたいと思わない”の割合が29.3%となっています。

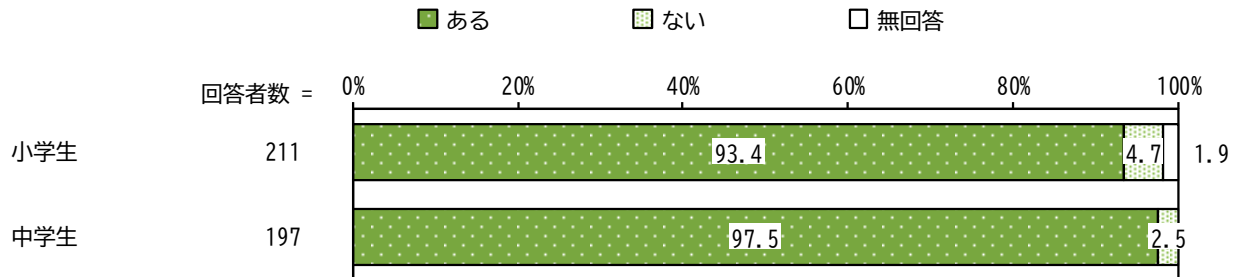


② 小学生・中学生の主な調査結果

■ ほっとでき、安心していられる場所の有無について

小学生では、「ある」の割合が93.4%、「ない」の割合が4.7%となっています。

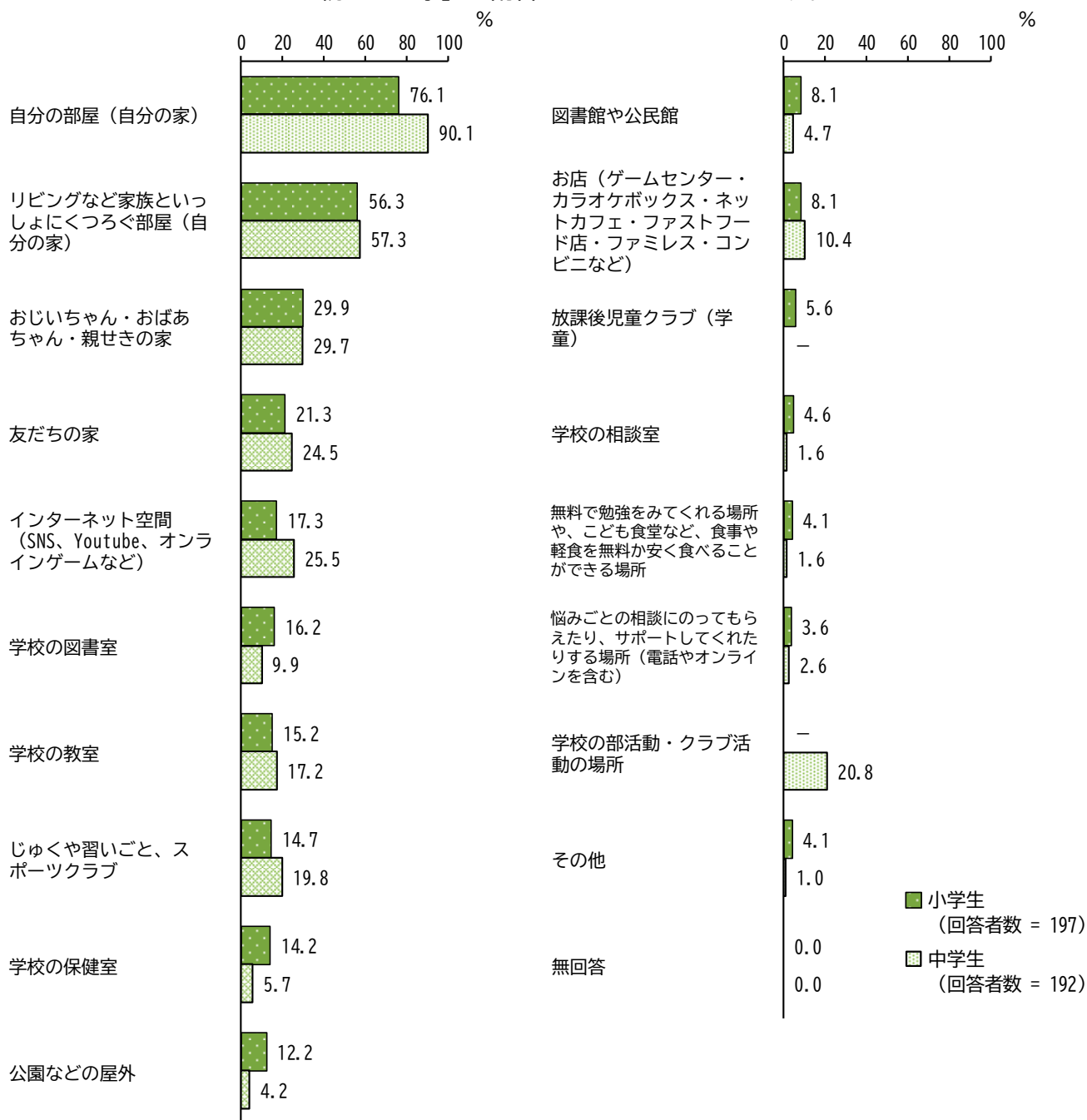
中学生では、「ある」の割合が97.5%、「ない」の割合が2.5%となっています。



■ ほっとでき、安心していられる場所はどこかについて（複数回答）

小学生では、「自分の部屋（自分の家）」の割合が76.1%と最も高く、次いで「リビングなど家族といっしょにくつろぐ部屋（自分の家）」の割合が56.3%、「おじいちゃん・おばあちゃん・親せきの家」の割合が29.9%となっています。

中学生では、「自分の部屋（自分の家）」の割合が90.1%と最も高く、次いで「リビングなど家族といっしょにくつろぐ部屋（自分の家）」の割合が57.3%、「おじいちゃん・おばあちゃん・親せきの家」の割合が29.7%となっています。

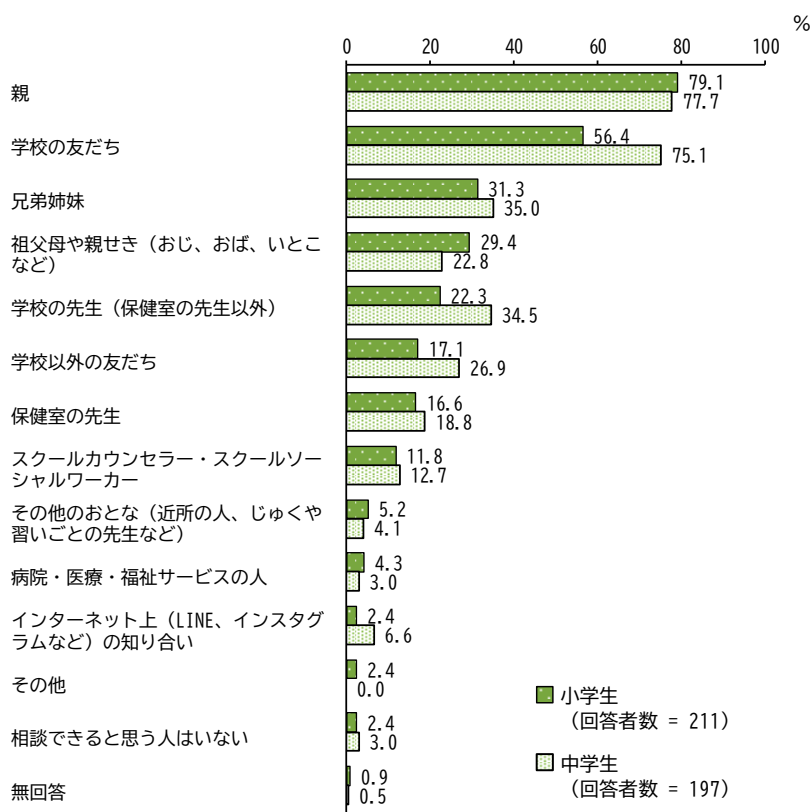


※ 小学生では「学校（部活動・クラブ活動）」の選択肢が、中学生では「放課後児童クラブ（学童）」の選択肢がありません。

■ 相談したり、悩みを話せる人はだれかについて（複数回答）

小学生では、「親」の割合が79.1%と最も高く、次いで「学校の友だち」の割合が56.4%、「兄弟姉妹」の割合が31.3%となっています。

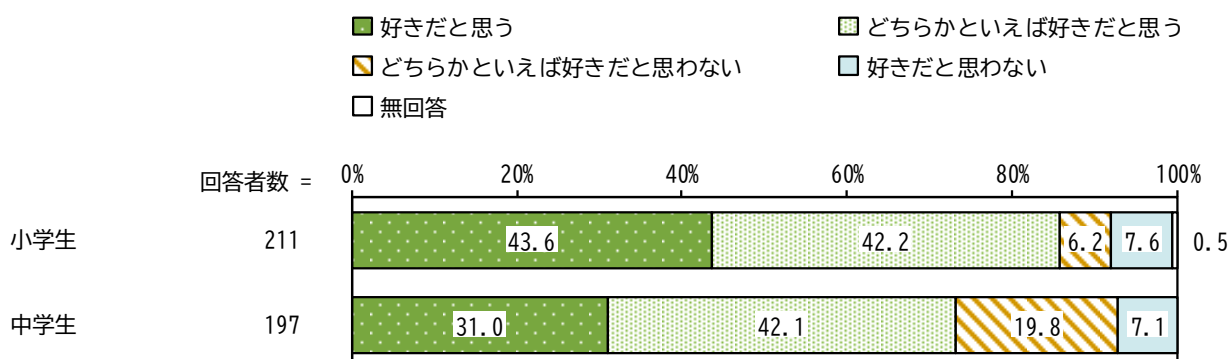
中学生では、「親」の割合が77.7%と最も高く、次いで「学校の友だち」の割合が75.1%、「兄弟姉妹」の割合が35.0%となっています。



■ 「自分のことを好きだ」と思うかについて

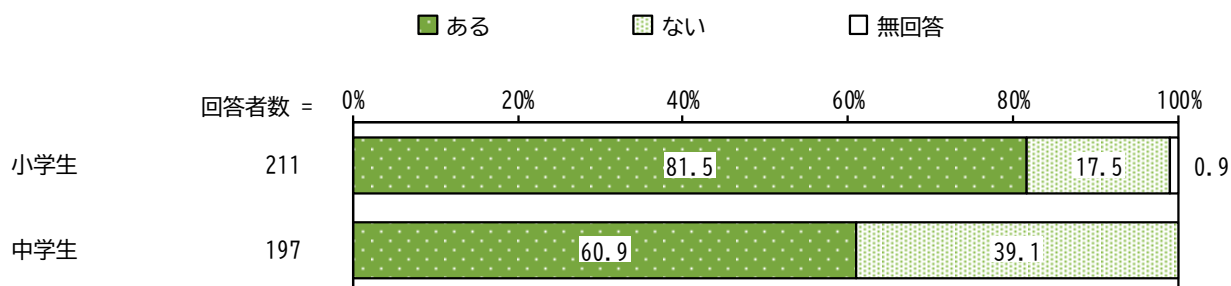
小学生では、「好きだと思う」「どちらかといえば好きだと思う」を合わせた“好きだと思う”の割合が85.8%、「どちらかといえば好きだと思わない」「好きだと思わない」を合わせた“好きだと思わない”の割合が13.8%となっています。

中学生では、“好きだと思う”の割合が73.1%、“好きだと思わない”の割合が26.9%となっています。



■ 将来の夢があるかについて

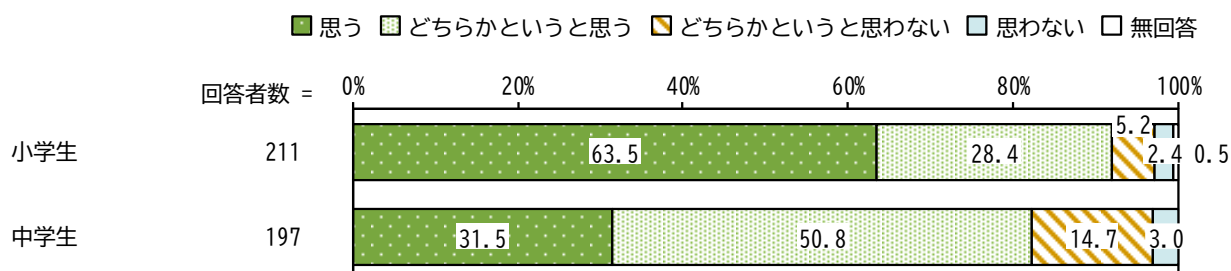
小学生では、「ある」の割合が81.5%、「ない」の割合が17.5%となっています。
中学生では、「ある」の割合が60.9%、「ない」の割合が39.1%となっています。



■ 自分の将来に明るい希望があると思うかについて

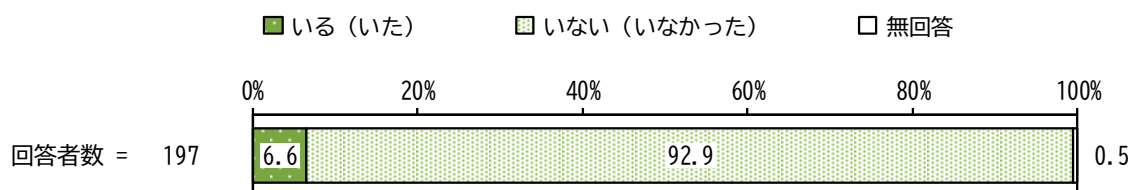
小学生では、「思う」「どちらかというと思う」を合わせた“思う”の割合が91.9%、「どちらかというと思わない」「思わない」を合わせた“思わない”の割合が7.6%となっています。

中学生では、“思う”の割合が82.3%、“思わない”の割合が17.7%となっています。



■ 家族の中に世話（ケア）をしている人がいるかについて【中学生のみ】

「いる（いた）」の割合が6.6%、「いない（いなかった）」の割合が92.9%となっています。

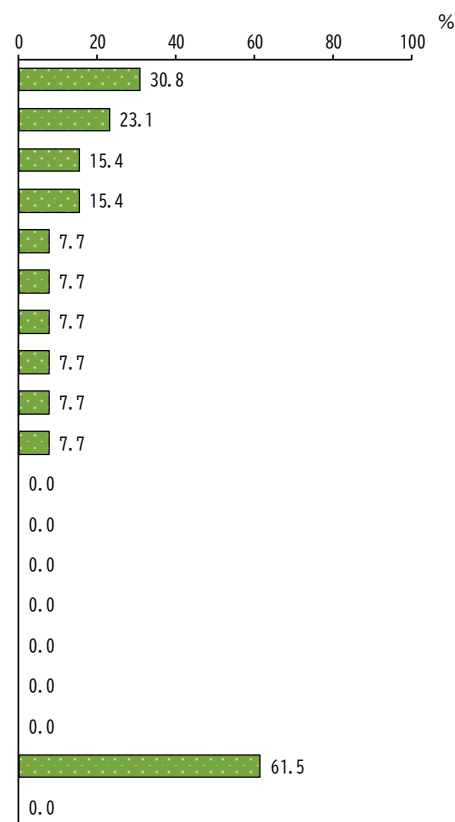


■ 家族の世話（ケア）をしているために、生活にどんな影響が出ているかについて【中学生のみ】（複数回答）

「自分の時間が取れない」の割合が 30.8%と最も高く、次いで「勉強の時間が十分に取れない」の割合が 23.1%、「睡眠不足」「体がだるい」の割合が 15.4%となっています。

回答者数 = 13

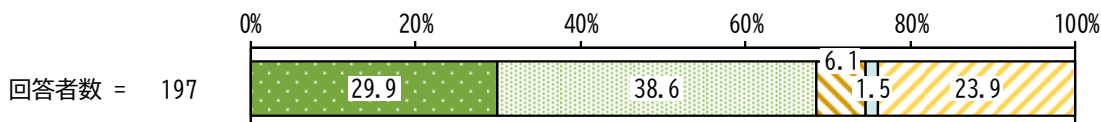
- 自分の時間が取れない
- 勉強の時間が十分に取れない
- 睡眠不足
- 体がだるい
- 授業に集中できない
- 友人と遊ぶことができない
- ケアについて話せる人がいなくて、孤独を感じる
- ストレスを感じている
- しっかり食べていない
- 進路についてしっかり考える余裕がない
- 学校を休みがちになっている
- 学校への遅刻が多い
- 部活ができない
- 成績が落ちた
- 周囲のひとと会話や話題が合わない
- 受験の準備ができていない
- その他
- 特に影響はない
- 無回答



■ 甲州市において、こども・若者の権利が大切にされていると思うかについて【中学生のみ】

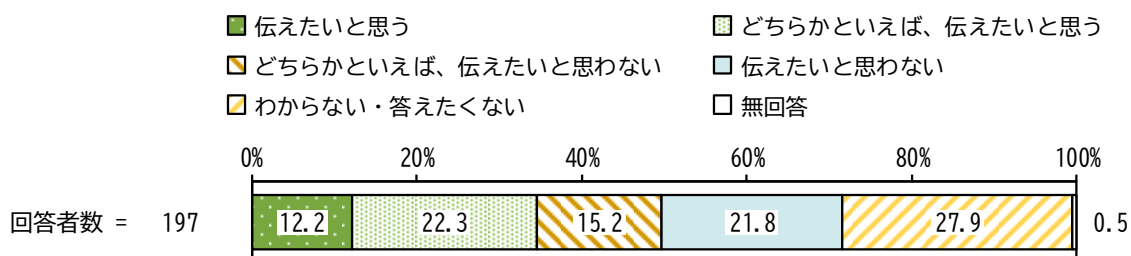
「とても大切にされていると思う」「どちらかといえば大切にされていると思う」を合わせた“大切にされていると思う”の割合が68.5%、「どちらかといえば大切にされていない」「まったく大切にされていない」を合わせた“大切にされていないと思う”の割合が7.6%となっています。

- とても大切にされていると思う
- どちらかといえば大切にされていると思う
- どちらかといえば大切にされていない
- まったく大切にされていない
- わからない
- 無回答



■ こども・若者に関する制度や政策について、思っていることや意見を、甲州市（市役所）に伝えたいと思うかについて【中学生のみ】

「伝えたいと思う」「どちらかといえば、伝えたいと思う」を合わせた“伝えたいと思う”の割合が34.5%、「どちらかといえば、伝えたいと思わない」「伝えたいと思わない」を合わせた“伝えたいと思わない”の割合が37.0%となっています。



3 小学生を対象としたワークショップ

(1) ワークショップの概要

① ワークショップの目的

ワークショップでは、参加していただいた小学生の子ども達に、「ほっとできる場所や時間、居心地の良い場所や時間」と「将来どんなまちに住みたいか」について2つのテーマを設定し、テーマごとに取組やアイデアについてご意見をいただきました。

② 開催の概要

回	日時	場所	参加人数
第1回	令和7年8月20日(水) 11:00~12:00	玉宮児童クラブ	8名
第2回	令和7年8月20日(水) 13:30~14:30	井尻児童クラブ	8名

③ ワークショップのテーマ

テーマ1 「ほっとできる場所や時間、居心地の良い場所や時間」

テーマ2 「将来どんなまちに住みたいか」

(2) ワークショップからの主な意見

① テーマ1 「ほっとできる場所や時間、居心地の良い場所や時間」

- ・家族でご飯を食べるとき
- ・家で1人で遊んでいるとき
- ・友達と遊んでいるとき
- ・できないことができたとき
- ・ペットと触れ合っているとき
- ・絵を描いているとき
- ・友達とゲームをしているとき
- ・推し活をしているとき
- ・自転車に乗っているとき

② テーマ2 「将来どんなまちに住みたいか」

- ・自然がたくさんある場所に住んでみたい
- ・遊ぶところがいっぱいあるまち
- ・休むことができる場所がいっぱいあるまち
- ・地震がないまち
- ・働ける所がいっぱいあるまち
- ・たくさん飲食店があるまち
- ・時間割を自分で決められるまち
- ・色々な動物達と触れ合える場所がたくさんあるまち
- ・推しのグッズが買える店があるまち

4 中学生を対象としたヒアリング調査

(1) ヒアリング調査の概要

① ヒアリング調査の目的

中学生の「こんな場所があったら行きたい」「こんなことをしてみたい」などの意見やアイデアを出していただくため、ヒアリングを行いました。

② ヒアリングの概要

日 時	対象者	場 所
令和7年11月6日(木)	塩山中学校8名	塩山ふれあい館
10:15~10:55	松里中学校5名	
11:00~11:40	勝沼中学校8名	

③ ヒアリングの項目

- 学校が終わったあと、どんな場所で過ごすことが多いですか？
- もし、学校や家以外で、友達やひとりで過ごせる場所があったら、行ってみたいですか？
また、その場所で、どんなことをしてみたいですか？
- もし、学校や家以外で、友達やひとりで過ごせる場所づくりに意見を出せるとしたら、どんなアイデアがありますか？

(2) ヒアリング調査の主な意見

- 学校が終わったあと、どんな場所で過ごすことが多いですか？（主な意見）
 - ・ 家
 - ・ イオンモール
 - ・ テスト期間は図書館で勉強
 - ・ 塾
 - ・ 学童ボランティア
 - ・ 友達の家
 - ・ おばあちゃん家
- もし、学校や家以外で、友達やひとりで過ごせる場所があったら、行ってみたいですか？
また、その場所で、どんなことをしてみたいですか？（主な意見）
【全員行ってみたいと回答】
 - ・ 勉強や読書ができる場所
 - ・ 時間を気にしないで過ごしたい
 - ・ 動物とのふれあい
 - ・ 友達とおしゃべりしたり遊んだりできる場所
 - ・ 何かに挑戦して達成した達成感を味わってみたい
 - ・ 部活動のような数人でする活動がしたい

■ もし、学校や家以外で、友達やひとりで過ごせる場所づくりに意見を出せるとしたら、どんなアイデアがありますか？（主な意見）

- ・ こどもたちが自由にのびのびと遊べる雰囲気や場所
- ・ リラックス、落ち着ける場所
- ・ こども食堂のようなごはんを食べられるところ
- ・ 楽しくわいわいできるところ
- ・ 室内で落ち着いた雰囲気のある場所
- ・ 個室スペースの部屋（勉強ができる）がある場所
- ・ 運動ができるようなグラウンドのような場所
- ・ 自分の趣味の活動ができる場所
- ・ ひとりでやりたいことに集中できる場所
- ・ 歩いて行ける場所、駅から近くにある場所
- ・ いろいろな年代の人と関われる活動ができる場所
- ・ 大きな声を出しても外や周りに聞こえない防音設備がある場所
- ・ みんなで集まり、ゲーム形式で競い合ったり、走ったりできる広い空間設備がある場所
- ・ リラックスできる場所（カーペットやクッションがあるところ、太陽の日差しが差し込むところ、隠れ家のようなところ）

小中学生の皆さんから「居場所づくり」や「将来住みたいまち」について、多くの意見をいただきました。本市では、今後もこどもの声を尊重し、こどもの意見表明の機会づくりに取り組み、貴重な意見として市政の参考にしていきます。

5 支援団体ヒアリングからの意見

(1) ヒアリング調査の概要

① ヒアリング調査の目的

子どもを見守り、支援する市内の団体に対し、本市の子どもやその保護者の現状を、把握するためにヒアリングを行いました。

② ヒアリング調査の対象

子育て支援団体（実施日：令和7年8月20日、令和7年10月21日）

③ ヒアリング調査の主な結果

■ 各種分野の連携と切れ目のない支援の必要性

- ・ 小学校から中学校への移行期の支援が減少する「切れ目」が問題
- ・ 行政、学校、医療、福祉などの分野が連携し、個々の子どもに合わせた支援を提供することが必要

■ 早期支援・早期介入の必要性

- ・ 「グレーゾーン」の子ども（明確な診断はないが支援が必要な子ども）への早期支援が必要
- ・ 子どもが学校に行きづらさを感じ始める「黄色信号」の段階で介入することが、不登校の定着を防ぐためには必要
- ・ 不登校の問題は、早期発見と早期介入が必要

■ こどもの居場所の確保

- ・ 公園や児童館、放課後の居場所が不足している
- ・ 特に夏休みなど長期休暇中の居場所が限られている
- ・ 中高生の居場所や学習スペースが不足しており、テスト勉強や友人と話し合える場所がない
- ・ 同じコミュニティの中だけで過ごすのではなく、より多様な人間関係を築ける場所が必要

■ 保護者支援と相談体制の整備

- ・ 核家族化や高齢出産に伴う育児不安への対応、親子の愛着形成を支える取組が必要
- ・ 親が主体的に子育てを学べる「伴走支援」が重要であり、単に長時間保育を提供するだけでなく、親が自立して子育てできるサポート体制が必要
- ・ 少子化に伴い支援事業の利用者は減っているが、手厚くサポートする必要のある利用者が増えている

6 こどもを取り巻く課題

こどもの人口が減少している本市において、すべてのこどもたちが健やかに育ち、こどもを産み育てたくなるまちづくりを推進するために、本市のこどもを取り巻く課題を整理しました。

(1) すべてのこどもの権利保障と健やかな成長への支援をめざして

現状

【 社会状況・統計 】

- 「こども基本法」が制定され、こどもの権利の尊重と周知啓発が重要視されています。
- 児童虐待は全国的に増加傾向にあり、本市でも同様の傾向にあります。
- ヤングケアラーやこどもの貧困が、社会問題となっています。

【 アンケート 】

- こども・若者の権利が大切にされていると「思っている」こども・若者が半数以上いる一方で、1割が大切にされていると「思わない」と感じています。
- 困ったときに相談したり、悩みを話せる人が「いない」と回答したこども・若者が一定数存在します。
- 家族の世話（ケア）を担うこども・若者が一定数存在しており、その中には世話（ケア）によるストレスを感じている者もいます。

【 ヒアリング 】

- 行政、学校、医療、福祉などの分野が連携し、個々のこどもに合わせた支援を提供することが必要です。

課題

すべてのこどもが健やかに育つためにはこどもまんなか社会の実現が重要であり、市民がこどもの権利について理解を深めていくとともに、こどもが自分自身に関係することについて、自由に意見を表すことができる機会を家庭、学校、地域等さまざまな場において確保していくことが必要です。

また、困った時に相談したり、悩みを話せる人がいないこども・若者がいます。それぞれのライフステージにおいて、生じる困りごとや不安に対し、専門機関や地域の支援団体等との連携のもと、寄り添った切れ目のない相談体制が必要です。

ヤングケアラーへの支援として、こども・若者が過度な負担を抱えることなく、学びや成長の機会を保障する体制の整備が必要であるとともに、こどもの貧困対策や児童虐待など、現在社会問題にもなっている課題に対しても取り組んでいくことが重要となります。

取組の方向性

- ⇒ こどもの権利に関する理解の促進をするとともに、こどもが自由に意見を表明することができる機会の創出
- ⇒ こども・若者に寄り添った切れ目のない相談体制の構築
- ⇒ こども・若者が過度な負担を抱えこむことのない支援の強化
- ⇒ こどもの貧困や児童虐待などの社会問題に対する取組の強化

(2) こどものライフステージ別の支援をめざして

現状

【 社会状況・統計 】

- こどもの生涯にわたるウェルビーイング（心身ともに満たされた状態）の向上が、社会全体で重要視されています。

【 アンケート 】

- 将来の夢や希望がないこども・若者が一定数いることが明らかとなり、その理由については「具体的に何も思い浮かばない」とする割合が高くなっています。
- ほっとでき、安心していられる場所について、「ない」という回答が、国は1.9%であるのに対し、本市の若者は3.2%、中学生2.5%、小学生4.7%と国の数値を上回っています。
※国の数値は、こども家庭庁が実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」の結果を参照
- 今後結婚したいと思う若者の割合は高いものの、「どちらでもいい」が25.0%、「出来ればしたくない」が3.1%、「したくない」が6.3%と、結婚に前向きでない若者も一定数存在します。
- 結婚したくない理由として「結婚するほど好きな人に巡り合っていない」や、「結婚に縛られたくない、自由でいたい」とする割合が高くなっています。

【 ヒアリング 】

- みんなが集まって楽しめる場や、リラックスできる場、自分の趣味の活動ができる場などの居場所づくりが求められています。
- 放課後の居場所が不足しており、特に長期休暇中の居場所が限られています。

課題

こどものそれぞれのライフステージに応じた多様な体験や活躍の機会を創出するとともに、生きる力を育む環境整備が求められています。また、こどもが心からくつろぎ、好きなことに没頭できる居場所づくりは、心身の健やかな成長を支える上で重要です。

さらに、次代の地域社会を担う若者に対しては、結婚を希望する者への出会いの場の提供に加え、安心して新生活をスタートできるよう、結婚支援等の充実を図る必要があります。

取組の方向性

- ⇒次代を担うこどもの心身の健やかな成長と「生きる力」の育成
- ⇒こどもの視点に立った居場所づくりの推進
- ⇒次代を担う若者が将来明るい展望を持てる支援の充実

(3) 安心して子育てすることができる支援をめざして

現状

【 社会状況・統計 】

- 相対的貧困の状態にあるこどもの割合は全国で 11.5%にのぼり、特にひとり親家庭では 44.5%と非常に高い水準にあります。
※国の数値は、厚生労働省が実施した「国民生活基礎調査」の結果を参照
- 本市の一般世帯数に占める母子世帯の割合は、県平均を上回っています。
- 本市の女性就業率は国や県に比べ高く、共働き世帯が多い傾向にあることがわかります。

【 アンケート 】

- 若者の2割が「子育てをしたくない」と考えており、その背景には経済的・精神的な負担感や、育児を担うことへの不安が見受けられます。

【 ヒアリング 】

- 保護者が主体的に子育てを学べる「伴走支援」が重要です。
- 少子化により子育て支援事業の利用者は減少傾向にある一方、手厚いサポートを必要とする利用者が増加しています。

課題

本市は県平均と比べて母子世帯の割合が高く、また、共働き世帯も多い状況にあります。こうした本市の現状を踏まえ、地域全体で子育てを支える体制を構築し、育児に伴う不安や負担を軽減していくことが求められています。誰もが安心して子育てができるよう、ひとり親家庭等へのサポートや、仕事と家庭の両立に向けた支援のさらなる充実が重要です。

取組の方向性

- ⇒生活に困難を抱える子育て家庭に対する、就労支援や経済的支援などの総合的な自立支援の強化
- ⇒地域全体でこどもと保護者を支え、孤立を防ぐための「地域の子育て力」の向上

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

基本 理念

こどもの未来を 地域みんなで育てるまち 甲州市

「こども大綱」において、こどもの育ちを地域社会全体で支えること、こども自身が年齢及び発達に応じて意見を表明し、個人として尊重されるとともに、最善の利益が優先して考慮されることが求められています。また、誰もが家庭や子育てに夢を持ち、喜びを実感できる社会環境の整備が重要です。

このことを踏まえ、こどもが自分らしく育ち、心豊かに夢を描きながら未来に向かって成長できる社会の実現を目指します。そして、誰もが安心してこどもを産み育てることができるまちづくりを推進します。

2 基本目標

基本目標1 全てのこどもが健やかに育つよう支援します

こどもを権利の主体として尊重し、その権利を保障します。虐待、貧困、障害など困難な状況にあるこどもへの適切な支援に加え、安心・安全の確保と多様な体験の機会を提供することで、全てのこどもがライフステージを通じて健やかに育つ環境を整備します。

基本目標2 こどもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

母子保健、幼児教育・保育、学校教育の充実を図るとともに、こどもの居場所づくりや若者に対する支援に取り組みます。こどもが幸せを感じながら、自らの可能性を広げ、自分らしく成長していけるよう、ライフステージに応じた支援を行います。

基本目標3 安心してこどもを育てることができるよう支援します

子育てに関する経済的な負担の軽減やひとり親家庭の自立支援、家庭や地域の子育て力の向上、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組み、保護者が安心して子育てできる環境を整備します。

3 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]

こどもの未来を地域みんなで育てるまち
甲州市

1 すべてのこどもが
健やかに育つよう
支援します

- (1) こども・若者の権利の保障
- (2) 切れ目のない相談体制の構築
- (3) 切れ目のない保健・医療の提供
- (4) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (5) こどもの貧困対策
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進
及びヤングケアラーへの支援
- (7) 多様な遊びや体験、活躍ができる
機会づくり
- (8) 安全・安心な環境づくり

2 こどもの将来に
わたるウェル
ビーイングを
支援します

誕生前から
幼児期

- (1) こどもや保護者または養育者の健康の
保持・増進
- (2) 質の高い幼児教育及び保育の提供
体制の充実と施設の整備

学童期から
思春期

- (1) 次代を担うこどもの生きる力を育成
する学校の教育環境の整備
- (2) こどもの居場所の確保
- (3) いじめ・不登校への対応

青年期

- (1) 悩みや不安を抱える若者等への相談
支援体制の充実
- (2) 出会うや結婚の支援
- (3) 若者の就労支援・雇用支援

3 安心してこどもを
育てることができる
よう支援します

- (1) 経済的な負担軽減の支援の推進
- (2) 家庭や地域の子育て力の向上
- (3) 就業生活と家庭生活の両立の推進
- (4) ひとり親家庭の自立支援の推進

第4章 施策の展開

基本目標

1

すべてのこどもが健やかに育つよう支援します

【 成果指標 】

指標名	現状 (令和7年度)	目標 (令和11年度)
こども・若者の権利が大切にされている と思うこども・若者の割合※ ¹	中学生 68.5% 若者 58.6%	中学生 75.0% 若者 65.0%
自分のことを好きだと思うこども・若者の 割合※ ²	小学生 85.8% 中学生 73.1% 若者 75.4%	小学生 90.0% 中学生 80.0% 若者 80.0%
困ったときに相談したり悩みを話せる人 がいると考えるこども・若者の割合※ ³	小学生 97.6% 中学生 97.0% 若者 95.0%	小学生 98.0% 中学生 98.0% 若者 96.0%

※1 令和7年度実施の「甲州市こども・若者実態調査」結果より、それぞれ「とても大切にされていると思う」「どちらかといえば大切にされていると思う」と回答した割合

※2 同調査結果より、それぞれ「好きだと思う」「どちらかといえば好きだと思う」と回答した割合

※3 同調査結果より、それぞれ「相談できると思う人はいない」と回答しなかった割合

(1) こども・若者の権利の保障

すべてのこどもや若者を権利の主体としてとらえ、意見を聴取する機会を創出するとともに、こどもや若者の人権について理解を深めるための周知や啓発を行います。

【 具体的施策・事業名 】

施策・事業名	内容	所管課
こども・若者の権利を守るための啓発活動の実施	児童の権利に関する条約等を遵守し、こども・若者の人権への理解を深めるため、市ホームページ等を通じた啓発活動を行います。	子育て支援課
こどもの声を聴く取組	ワークショップやヒアリングなどを実施し、こどもの意見を聴く取組を行います。	子育て支援課
こども議会	小中学校の児童生徒が参加し、議会運営を体験的に理解するとともに、政治への関心を深めます。また市の将来について考える機会をつくり、議会での質問や提案をすることで児童生徒に社会参画への意欲を培います。	議会事務局

(2) 切れ目のない相談体制の構築

それぞれのライフステージにおいて生じる困りごとや不安に対し、寄り添った支援を継続して実施できるよう、切れ目のない相談体制を構築します。

【 具体的施策・事業名 】

施策・事業名	内容	所管課
こども家庭センター	母子保健と児童福祉の両機能を併せ持つ「こども家庭センター」が子育て世帯等への総合的な相談援助を行い、すべての妊産婦と子育て世帯、こどもを切れ目なく一体的に支援します。	子育て支援課 健康増進課
子育て世帯訪問支援事業	家事や育児に不安や負担を抱える世帯を訪問支援員が訪れ、悩みの傾聴や家事・育児支援を行います。家庭環境や養育環境を整えることで、児童虐待等のリスクを未然に防止します。	子育て支援課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を保健師や助産師等が訪問し、適切な養育が行われるよう指導・助言等を行います。	子育て支援課
子育て短期支援事業	保護者の疾病等により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間、児童を養育・保護します。	子育て支援課



(3) 切れ目のない保健・医療の提供

こどもや若者が健やかに成長し、安心して生活できるよう、生涯を通じた健康づくりを目指し、保健・医療の提供から食習慣に至るまでこどもと家庭を包括的に支えていきます。

【 具体的施策・事業名 】

施策・事業名	内容	所管課
小児救急医療支援事業	小児救急医療について、県や近隣市町村、救急指定病院、消防署等の関係機関と連携強化を図ります。また、「こどもの救急ガイドブック」の配布や、市ホームページ等を通じた山梨県小児救急電話相談の周知により、適切な医療機関の利用と早期発見・治療につなげます。	健康増進課
予防接種事業	こどもを感染症から守ることを目的に、予防接種法で定められた定期予防接種（A類疾病）について、接種費用を助成します。	健康増進課
食育推進事業	生涯を通じた健康づくりを目指し、妊娠期、乳幼児期、学童期、青年期といった各ライフステージに応じた食育推進事業を行います。また、保育所・認定子ども園や学校、食生活改善推進員等と協働して、こどもの食習慣の基礎をつくる取組を進めます。	健康増進課



(4) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

障害児や医療的ケア児が地域で安心して暮らし、成長できるよう、切れ目のない支援体制を構築します。地域での受け入れ体制を整備し、すべてのこどもが尊厳をもって生活できる社会の実現を目指します。

【 具体的施策・事業名 】

施策・事業名	内容	所管課
こども発達支援早期総合支援事業	保育所の巡回相談や臨床心理士が相談・支援等をする中で、発達障害等の早期発見・早期支援を行います。	教育総務課 健康増進課
障害児保育事業	障害や発達に特性のある児童とその保護者を支援するため、一人ひとりの状況に応じた保育を提供することが重要です。保育サービス向上を図る一環として、こうした児童を受け入れる私立認定こども園等に対し助成を行います。	子育て支援課
障害児通所支援事業	障害児相談支援、児童発達支援、放課後デイサービス、保育所等訪問支援等について、障害の特性に応じて必要な支援を受けることができるよう調整を行うとともに、地域において学校、保育所等とのインクルーシブ（障害の有無にかかわらず共に育ち、学ぶ包括的）な体制構築を図ります。	福祉総合支援課
医療的ケア児への支援	医療的ケアが日常的に必要なこどもへの支援について協議の場を設け、支援を調整するコーディネーターを配置し、支援体制を整えます。	福祉総合支援課
こども家庭障害者支援センター事業（障害福祉分） （令和8年度以降、事業名称変更予定）	地域活動支援センター、障害者虐待防止センター、自殺対策拠点、峡東圏域地域生活支援拠点及び障害者差別解消窓口を実施し、障害の有無に関わらず、安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ります。	福祉総合支援課
地域生活支援事業（障害者等社会参加支援事業）	市町村必須事業の移動支援、任意事業の日中一時支援など、障害児・者が自立した日常生活及び社会参加が容易に出来るよう支援します。	福祉総合支援課

(5) こどもの貧困対策

教育、生活、就労、保護者支援など多面的な支援を通じて、経済的困難を抱える家庭のこどもが、将来に希望を持てる環境を整えるため、支援体制を構築します。

【 具体的施策・事業名 】

施策・事業名	内容	所管課
小中学校就学援助事業	経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対して学用品費等の学校における費用の一部を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、義務教育の充実を図ります。	教育総務課
貧困世帯の学習支援事業	貧困世帯のこどもが金銭的に心配なく、学習の支援を受けられる事業を実施し、学習の機会を広げます。	福祉総合支援課
生活困窮自立支援事業	生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立支援事業による生活支援、就労支援等を行い、自分の力で生活を再建できることを目指します。	福祉総合支援課



(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

児童虐待の未然防止と早期発見・対応を強化するとともに、社会的養護の質の向上を図ります。また、ヤングケアラーへの支援として関係機関と連携し、こどもの権利を守り、安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

【 具体的施策・事業名 】

施策・事業名	内容	所管課
児童虐待防止ネットワークによる連携	要保護児童対策地域協議会の円滑な運営を通じて、児童相談所や学校、医療機関等、児童の福祉に係る諸機関と連携する地域のネットワークを構築し、児童虐待の早期発見と適切な支援を図ります。	子育て支援課
ヤングケアラーへの支援	市内の小中高等学校等との連携により、ヤングケアラーにあたると思われる児童生徒を把握したうえで、適切な支援に繋がります。	子育て支援課

(7) 多様な遊びや体験、活躍ができる機会づくり

こどもが心身ともに健やかに育つために、多様な遊びや体験、活躍できる機会を提供します。自然とのふれあいや文化・芸術活動、地域活動などを通じて、こどもが主体的に関わり、自己肯定感や社会性を育むことができる環境づくりに取り組みます。

【 具体的施策・事業名 】

施策・事業名	内容	所管課
国際交流事業	友好都市アメリカ合衆国エイズ市及び姉妹都市フランス共和国ポーヌ市への甲州市中学生訪問団派遣（毎年度交互に実施）、エイズ市からの中学生訪問団受け入れ（隔年実施）、国際交流の集い（市内外国人との交流の推進）を実施します。次代を担う中学生等に他国の教育、文化、スポーツ等に直接触れる機会を作り、多様な価値観を学ぶ場を提供し、国際感覚豊かな人材の育成に寄与します。	市民課
青少年の体験活動推進事業	アドベンチャークラブ事業など自然に触れ合う様々な体験や夏休みかるた大会などの昔の遊び等を通して世代間交流を図ることにより、未来を担うこどもたちの健やかな成長を促進します。	生涯学習課
スポーツイベント開催事業	こどもから大人まで、すべての市民がスポーツに親しみ、健康づくりに取り組めるよう、各種イベントやスポーツ教室等を開催します。	生涯学習課
スポーツ少年団交流事業補助事業	友好都市である千葉県富津市と市内の小学生によるスポーツ交流を通じて、参加児童の親睦を深めるとともに、お互いの市の歴史文化や自然環境、生活習慣などの違いを学習し、友好都市間の相互理解を深めます。	生涯学習課
子どもの読書活動推進計画の実行	こどもが自主的に読書活動できるような環境づくりを推進するために、様々な活動を実施します。	生涯学習課

(8) 安全・安心な環境づくり

すべての子どもたちが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、防犯・交通安全活動等により地域の力を高める活動を推進するとともに、道路や公園などの適切な整備を行います。

【 具体的施策・事業名 】

施策・事業名	内容	所管課
安全な道路整備の促進	甲州市交通安全プログラムに基づき、通学路歩道を改修します。歩道なしの通学路の路側帯にグリーンベルトを設置し、安全を確保します。	建設課
交通安全教室事業	幼児・児童に対する交通安全教室、自転車教室を実施することにより、交通安全意識の高揚を図り、交通事故の発生を防止します。	総務課 ※令和8年4月の組織機構で掲載しています
学校安全対策事業	児童生徒の登下校時の安全確保のため、青色パトロールカーによる地域巡回活動を実施するとともに、スクールガードリーダーによる安全指導を行います。 また、通学路安全推進会議を開催し、教育委員会、学校、道路管理者、警察等で危険箇所の情報を共有する中で、通学路の安全確保を図ります。	教育総務課
青少年対策事業	青少年関係団体が夏休みや秋の連休等の夕方から夜間に地域内の見守りを実施することで、子どもたちの安全な日常生活と地域で安心して育成できる環境の確保に努めます。	生涯学習課

こどもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

【 成果指標 】

指標名	現状 (令和7年度)	目標 (令和11年度)
自分には居場所があると考えている子ども・若者の割合※ ¹ (ほっとでき、安心していただける場所の有無)	小学生 93.4% 中学生 97.5% 若者 96.8%	小学生 96.0% 中学生 98.0% 若者 98.0%
自分の将来に明るい希望があると考えている子ども・若者の割合※ ²	小学生 91.9% 中学生 82.3% 若者 74.3%	小学生 95.0% 中学生 85.0% 若者 80.0%

※1 令和7年度実施の「甲州市子ども・若者実態調査」結果より、それぞれ「ある」と回答した割合

※2 同調査結果より、それぞれ「思う」「どちらかと思う」と回答した割合

誕生前から幼児期

(1) 子どもや保護者または養育者の健康の保持・増進

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期に至るまでの切れ目ない保健・医療の確保に取り組みます。母子の健康を守るため、妊産婦への相談支援、産前・産後ケアや乳幼児健診などを一体的に提供する体制を整備します。

【 具体的施策・事業名 】

施策・事業名	内容	所管課
パパママクラス	妊娠・出産について学び、夫婦で新しい家族(赤ちゃん)を迎える準備のための講座を実施します。協力して子育てに臨む大切さを実感するとともに、地域の中で仲間づくりができる機会とします。	健康増進課
妊婦健康診査事業	「妊婦一般健康診査受診票」を交付して母子の健康状態を確認するための妊婦健診費用の一部を助成します。また、すべての妊婦が必要な健診が受けられるよう支援します。	健康増進課

施策・事業名	内容	所管課
妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から妊婦に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行い支援します。また、妊娠・出産に係る費用の一部として、妊婦に対して5万円、妊娠しているこどもの人数1人につき5万円を支給します。	健康増進課
妊婦訪問事業	妊婦が安心して妊娠期を過ごし、出産に向けた準備ができるよう、地区担当助産師又は地区担当保健師（マイ保健師）が家庭訪問し、相談に応じます。	健康増進課
すくすく学級事業	離乳食の基本やこどもの発達に合わせた進め方、簡単な調理方法などが学べます。	健康増進課
妊産婦・新生児電話相談事業（ママのあんしんテレフォン）	妊娠・出産・子育ての不安や悩みに対して、助産師が電話で相談に応じます。	健康増進課
産前・産後ママのほっとスペース事業	妊産婦が乳児を連れて気軽に立ち寄り、心身の休息やリフレッシュを図るための拠点として開設します。利用者同士の交流を促進する場を提供するとともに、助産師による母乳相談等の専門的支援を実施します。	健康増進課
宿泊型産後ケア事業	産後4ヵ月までの母子が宿泊しながら、育児の疲れを癒しつつ助産師等に育児相談や沐浴、授乳などの指導を受けることができる産後ケアについて、宿泊型施設を利用する際の費用の一部を助成します。	健康増進課
乳児一般健康診査事業	「乳児一般健康診査受診票」を交付し、個別に医療機関で受けられる乳児健診の費用の一部を助成します。	健康増進課
産婦健康診査事業	産後間もない時期の母体の健康保持及び産後うつ等の未然防止を図るため、「産婦健康診査受診票」を交付し、産婦健診の費用の一部を助成します。	健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業（産婦・新生児・2ヵ月児訪問）	出産後と生後2ヵ月前後の時期に、助産師または保健師による家庭訪問を実施し、母子の健康状態の確認や育児に関する相談支援・情報提供を行います。	健康増進課
妊婦歯周疾患検診助成事業	妊娠に伴い起こりやすくなる歯周疾患の予防や、歯周病悪化による早産や低出生体重児のリスクを下げることを目的に、歯周疾患健診の受診票を交付し歯周疾患検診の費用を全額助成します。	健康増進課

施策・事業名	内容	所管課
新生児聴覚検査費助成事業	新生児に実施する「きこえ」の検査費用の一部を助成します。検査を受けることで聞こえにくさを早期に発見し、赤ちゃんが言葉を覚える大事な時期に様々なサポートを受けることにつながります。	健康増進課
妊産婦交通費及び宿泊費助成事業	居住地から最も近い分娩施設(分娩を取り扱う病院・診療所・助産所)までの移動に、概ね60分以上を要する妊婦を対象に、出産に伴う分娩施設までの交通費・宿泊費の一部を助成します。(ただし、医学的な理由からその施設での分娩が必要と医師から判断された方に限ります。)	健康増進課
乳幼児健診(3ヵ月/7ヵ月/1歳6ヵ月/2歳/3歳/5歳)	こどもの健康状態を知るとともに、子育てについて相談する機会として、乳幼児を対象とした集団健康診査を実施します。小児科医師、歯科医師、保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士、公認心理師等が相談に応じます。	健康増進課
すこやか親子相談事業	母子健康機能専門員(保健師または助産師)が、妊娠中から子育てに関する情報提供や相談に応じます。	健康増進課
母子健康手帳交付(妊娠届出時健康相談)	妊娠届出時にすべての妊婦に保健師が面談を行い、妊娠中の健康管理や子育てのイメージが持てるよう相談に応じ、母子健康手帳を交付します。	健康増進課
栄養相談	生涯にわたる健康的な食習慣を身につけることができるよう、乳児期からの食事の進め方や幼児食への移行方法などに関する相談に管理栄養士等が応じます。	健康増進課
マイ保健師(保健師の地区担当制)	妊娠から出産・子育て期の健康管理や育児相談に応じるため、居住地区ごとに担当の保健師(マイ保健師)を配置し、妊娠中から継続的にサポートします。	健康増進課
すこやか発達相談事業	こどもの発育・発達・嚔下等について公認心理師や言語聴覚士、歯科医師などの専門スタッフが相談に応じます。	健康増進課
赤ちゃんすくすく支援事業	育児に伴う経済的負担の軽減及び養育環境の整備を図るため、市内に住所を有する乳児(満1歳未満)の保護者に対し、育児用品(ベビーベット、ベビーシート、ベビーバス)の貸出事業を実施します。	子育て支援課

(2) 質の高い幼児教育及び保育の提供体制の充実と施設の整備

すべてのこどもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保できるよう、また、それぞれの時期に、希望に応じた教育・保育が受けられるよう環境を整えるとともに、多様化する様々なニーズに対応するため、保育環境の充実を図ります。

【 具体的施策・事業名 】

施策・事業名	内容	所管課
保育所等施設型給付費事業	市内認定こども園や広域入所として委託等をしている市外の教育・保育施設に対し、入所児童に係る教育・保育費用（人件費、事業費、管理費等）として、公定価格に基づいた施設型給付費を給付します。	子育て支援課
延長保育事業	保育認定を受けたこどもに対して、通常の利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を実施します。市内のすべての保育所等で実施しています。	子育て支援課
一時預かり事業	就労や日常生活上の突発的な事情、社会参加などにより、家庭での保育が困難になった乳幼児を保育所、認定こども園等で預かり、必要な保育を行います。	子育て支援課
病児・病後児保育事業	病気の回復期のため、集団生活が困難な児童を保育する病後児保育事業、保育中に体調不良となった児童を、保護者が迎えに来るまで緊急的に保育する体調不良児対応型の病児保育事業を実施します。	子育て支援課
こども誰でも通園制度事業	月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度です。令和8年度から事業を実施します。	子育て支援課
保育・子育て関連施設等整備事業	安心・安全な保育の推進及び健全な遊びを通じて、情緒豊かで健康な児童を育てることを推進するために、保育所施設、児童センター等、老朽化した施設の整備・改修や空調設備・遊具の設置等、保育・子育て関連施設等における機能強化・環境改善に向けた整備を計画的に実施します。	子育て支援課

(1) 次代を担うこどもの生きる力を育成する学校の教育環境の整備

成長過程にあるこどもが、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切にする心や思いやりの心を養えるように、児童生徒の教育の充実を図ります。

【 具体的施策・事業名 】

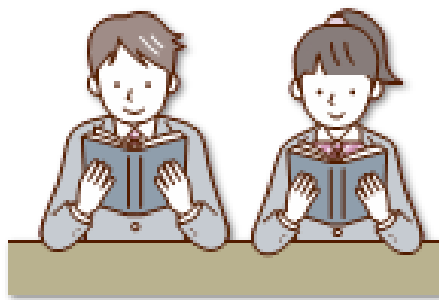
施策・事業名	内容	所管課
夢をかなえる学びのプロジェクト事業	こどもたち一人ひとりの特性に応じた「個別最適な学び」と友人同士で議論を深めることにより、多様な考えが自分を成長させてくれる「協働的な学び」を一体的に推進し、「こどもを主語とする」学習環境づくりに取り組みます。	教育総務課
GIGA スクール構想事業	多様なこどもたちを誰一人取り残すことなく、個々の資質、能力を一層確実に育成できる ICT 環境の実現を目指します。ICT によるデジタルと実際に手に取ることによるリアルを融合させた教育を実践します。	教育総務課
学力向上フォローアップ事業	児童生徒の学習内容の確実な定着及び家庭学習の習慣化を図るため、土曜日、夏季休業、冬季休業を活用した補習的な学習を実施します。学ぶ楽しさや分かる喜びを身につけ、基礎学力の定着と学習意欲の向上を目指します。	教育総務課
子ども支援スタッフ配置事業	児童生徒の習熟度に応じて教職員と連携し、学力の向上を図るとともに、特別な支援が必要な児童生徒に対して、その実態に応じた支援を行います。	教育総務課
英語指導助手招致事業	児童生徒が外国人との学習や交流等を通じて、英会話力や文化知識の向上を図るため指導助手を招致します。	教育総務課
キャリア教育出前授業	次代を担うこどもたちが地域社会の一員としての意識を高め、政治や社会に対する理解を深めるため、小学6年生及び中学3年生を対象に、市議会議員が各学校に出向いて、議会の在り方や地方自治、また主権者としての在り方について学習するキャリア教育出前授業を行います。	議会事務局
思春期事業	中学校と連携して、生徒を対象に、妊娠、出産、子育てについて学び、「命の大切さ」や「自分とその周囲の人々を大切にする心」を育む機会として「命の学習と赤ちゃんふれあい体験」を行います。 また、合わせて心身の健康に関する正しい知識を身につけ、自ら健康管理が行えるようプレコンセプションケアについても推進します。	健康増進課

(2) こどもの居場所の確保

すべてのこどもが安心して過ごせる「居場所づくり」の推進が重要とされています。家庭や学校以外にも、こどもが自分らしく過ごすことができる居場所の整備を支援し、孤立の防止や健やかな成長を支える環境づくりを関係機関と連携して進めていきます。

【 具体的施策・事業名 】

施策・事業名	内容	所管課
こどもの居場所づくりの推進	地域でこどもの居場所を提供する団体等に運営費等を助成し、こどもの居場所の拡充を図ります。	子育て支援課
児童クラブ事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ります。	子育て支援課
公園の整備事業	こども同士の交流や地域の人々の交流、また安らげるコミュニティ形成の場を提供できるように維持管理していきます。また「甲州市公園施設長寿命化計画」に基づき、遊具を含む公園施設の適正な管理を行います。	都市整備課 ※令和8年4月の組織機構で掲載しています



(3) いじめ・不登校への対応

いじめの未然防止と早期発見・対応を徹底し、こどもが安心して学び、成長できる環境の整備に取り組みます。

不登校のこども一人ひとりの状況や思いに寄り添いながら、関係機関と連携し、こどもの自立と成長を支える切れ目のない支援体制の構築を推進します。

【 具体的施策・事業名 】

施策・事業名	内容	所管課
甲州市スクールカウンセラー配置事業	学校において起こりうる諸課題に対して、学校全体で取り組む体制を整えるとともに、児童生徒や保護者からの相談・連絡体制の強化を図ります。そのために、教育相談に関する専門的な知識に基づき助言を行うスクールカウンセラーを配置し、小中学校を定期巡回して、各校において相談日を開設します。	教育総務課
教育支援センター「陽だまり教室」運営事業	不登校児童生徒の保護者及び学校と密に連携し、仲間とのふれあいと学習補充への援助を行います。こうした活動を通じ、再登校できる意欲を持たせるとともに、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立へと向かう力を育みます。	教育総務課
いじめ防止対策の推進	「甲州市いじめ防止基本方針」に基づき、市全体でこどもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指します。	教育総務課
不登校対策の推進	「指導要録上の出席扱い」に関するガイドラインに基づき、不登校児童生徒の教育機会の確保に向け、関係機関との連携を図り、児童生徒の個々の状況に応じた適切な支援を目指します。	教育総務課

(1) 悩みや不安を抱える若者等への相談支援体制の充実

専門機関や地域の支援団体と連携し、悩みや不安を抱える若者やその家族が、安心して相談できる支援体制の構築を推進します。

【 具体的施策・事業名 】

施策・事業名	内容	所管課
青少年対策事業	青少年育成カウンセラーを中心に、青少年を取り巻く諸問題についての相談や助言及び指導を実施します。	生涯学習課
ひきこもり支援の相談窓口の設置	複合化した課題を有する者に対し、アウトリーチ(支援が必要な人のもとへ出向く支援)等を通じた継続的支援事業の支援プランを作成し、民生委員、関係機関と連携して支援を行います。	福祉総合支援課



(2) 出会いや結婚の支援

結婚を希望する若者が安心して新たな生活を始められるよう、結婚支援と新生活への支援に取り組みます。結婚・家庭形成を後押しする環境づくりを推進します。

【 具体的施策・事業名 】

施策・事業名	内容	所管課
結婚等新生活支援事業	市内に住所を有し、該当期間内に婚姻届の提出またはパートナーシップ宣誓を行った者に対して、住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用、引っ越し費用について補助金を交付します。	政策秘書課
独身男女への出会いの場創出事業	結婚を考えながらも出会いの機会が少ない独身男女に対し、甲州市・笛吹市・山梨市の峡東3市合同による婚活イベントを行い、出会いの場を提供します。	市民課

(3) 若者の就労支援・雇用支援

若者の自立を支えるため、就労支援や雇用・経済的基盤の安定に向けた取組を強化します。関係機関と連携し、若者の社会参加と経済的自立を支援します。

【 具体的施策・事業名 】

施策・事業名	内容	所管課
移住支援補助事業	直近 10 年のうち通算 5 年以上かつ住民票を移す直前の 1 年以上東京 23 区内に在住または通勤している 45 歳未満の者が市内に移住し、県が選定した中小企業等に就職、または地域活性化につながる事業を起業した場合等に 1 世帯 100 万円(単身世帯 60 万円)を支給します。	政策秘書課
雇用の促進事業	ハローワーク等との連携強化、多様な産業人材の育成支援、就職説明会等開催支援を実施することで、若者が活躍できる雇用の場の創出に取り組みます。	観光商工課

安心して子どもを育てることができるよう 支援します

【 成果指標 】

指標名	現状 (令和7年度)	目標 (令和11年度)
自分の住んでいる地域は子育てしやすい地域だと思う若者の割合※1	若者 48.2%	若者 60.0%
甲州市で子育てしたいと思う親の割合※2 (令和6年度乳幼児健康診査問診項目)	3・4ヵ月児 98.0% 1歳6ヵ月児 99.2% 3歳児 96.4%	維持

※1 令和7年度実施の「甲州市子ども・若者実態調査」結果より、「思う」「どちらかという思う」と回答した割合

※2 令和6年度実施の「乳幼児健康診査問診項目」結果より、それぞれ「思う」「どちらかという思う」と回答した割合

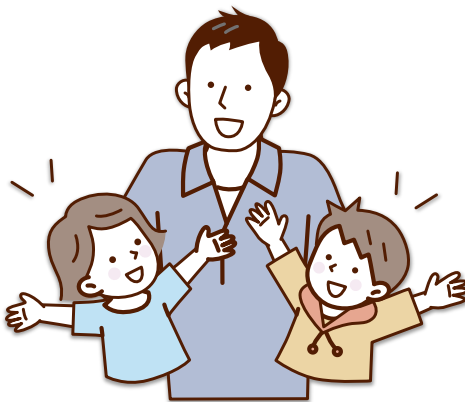
(1) 経済的な負担軽減の支援の推進

すべての家庭が安心して子育てできるように、子育てや教育に関する経済的負担の軽減を図ります。家庭の経済状況にかかわらず、子どもが健やかに育ち学べる環境づくりに取り組みます。

【 具体的施策・事業名 】

施策・事業名	内容	所管課
不妊治療費助成事業	妊娠を望む夫婦が安心して不妊治療が受けられるように、不妊治療に要した医療費(検査、治療等)の自己負担額の1/2(ただし助成上限額15万円)を助成します。	健康増進課
出産祝金	こどもの健やかな成長を願い、新生児出産祝金として、1人につき10万円を支給します。	子育て支援課
児童手当	18歳以下(年度末まで)の子どもを養育する保護者に、児童手当を支給し、家庭における生活の安定に寄与します。	子育て支援課
0歳児から2歳児の保育料の無償化	市の独自事業として、0歳児から2歳児の保育料の無償化を実施します。これにより、園児の年齢、兄弟数、保護者の所得にかかわらず、保育施設に在園するすべての園児の保育料が無償化となります。	子育て支援課

施策・事業名	内容	所管課
子ども医療費助成制度	18 歳以下（年度末まで）のこどもの医療費及び食事療養費を助成し、こどもの健やかな成長と子育て支援の増進を図ります。	子育て支援課
養育医療費助成事業	生まれたときの体重が 2,000 グラム以下であるか、2,000 グラムを超えていても医師の判断により生活力が特に薄弱であって一定の症状を有している乳児に対し、養育医療指定医療機関において入院養育を必要と認めた場合に医療費の自己負担の一部を助成します。	子育て支援課
鉄道通学支援事業	高校卒業者等が市内居住地から県外の大学、専門学校等に通学するときの鉄道通学定期代の 1/2（月額上限 1 万円）を補助し、学びの継続を支援します。	政策秘書課



(2) 家庭や地域の子育て力の向上

地域で子育てを支える体制と、保護者が孤立せず安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。保護者の不安や負担の軽減を図るため子育て家庭を包括的に支援します。

【 具体的施策・事業名 】

施策・事業名	内容	所管課
ファミリー・サポート・センター事業	育児の手助けを必要とする「依頼会員」と、手助けができる「協力会員」による会員組織を運営します。保育施設の送迎や保護者の急用時の預かり等、地域の中で支え合う仕組みを構築します。	子育て支援課
やまなし子育て応援カード事業	18歳以下（年度末まで）のこどもがいる世帯や妊婦を対象に、協賛店舗や企業で割引などのサービスが受けられるカードを交付し、地域全体で子育て家庭を応援します。	子育て支援課
子育てサークル、サロン活動支援事業	未就学児を育てる保護者による「子育てサークル」や、各地区の民生委員児童委員連絡協議会が運営する「子育てサロン」の活動経費に対する補助金を支給します。	福祉総合支援課
地域子育て支援センター事業	地域全体で育ちを支える拠点として、市内4か所に子育て支援センターを設置します。おおむね3歳未満のこどもと保護者、妊婦が気軽に立ち寄れる交流の場を提供するとともに、子育て中の不安や悩みに対する相談体制を充実させ、子育て家庭の心に寄り添う支援を行います。	子育て支援課
ホームスタート事業	小学生までのこどもがいる家庭を対象とした、家庭訪問型の子育て支援です。研修を受けた地域の子育て経験者が週に1回（約2時間）、約2～3ヵ月継続して訪問します。親の気持ちに寄り添う「傾聴」と、一緒に家事や育児、外出などを行う「協働」を通じて、子育ての不安を解消し、安心感につなげます。	子育て支援課
こどもフェスタの開催事業	市内の子育て関連団体による「甲州こどもフェスタ実行委員会」を組織し、地域住民と行政の協働による親子参加型イベントを開催します。子育てを軸にした多世代交流を促進し、地域全体でこどもを育む活動として定着を図ります。	子育て支援課
乳幼児おはなし会事業	甲州市立図書館の4館が連携し、毎週木曜日に乳幼児向けおはなし会を週替わりで開催します。乳幼児期からの読書を親しむ機会を提供するとともに、子育て家庭に寄り添い、地域全体でこどもを育む支援拠点としての役割を果たします。	生涯学習課

(3) 就業生活と家庭生活の両立の推進

共働き・共育での推進とともに、仕事と生活の調和について、意識改革を図ります。また、男女がともに家庭と仕事の両立ができるよう職場の環境整備を求めています。

【 具体的施策・事業名 】

施策・事業名	内容	所管課
労働環境の整備の促進事業	女性の活躍推進、勤労者福祉事業の充実を図ることで、仕事と家庭を両立できる雇用機会の提供とワーク・ライフ・バランスに配慮した就労環境づくりの構築を支援します。	観光商工課
男女共同参画推進事業	甲州市男女共同参画推進計画に基づき、雇用等における男女共同参画の推進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等について、「男女で環になり笑顔のフォーラム」等を開催し、意識改革を図ります。また、男女がともに家庭と仕事の両立ができるよう職場の環境整備を求めています。	市民課



(4) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、相談体制の整備や就労支援、子育て支援サービスの提供を通じて、こどもの健やかな成長を支えます。ひとり親家庭の実情に寄り添った支援体制の構築を推進します。

【 具体的施策・事業名 】

施策・事業名	内容	所管課
ひとり親家庭への相談体制の充実	ひとり親家庭に対し、就労や生活全般、養育についての相談支援を包括的に実施します。また就労支援が必要な方には、ハローワークと連携し、支援を行います。	子育て支援課
ひとり親家庭の就業促進事業	ひとり親家庭に対し、教育訓練講座受講費用の一部補助や就労に有利な看護師等の資格取得に向けた修業期間中の生活費の一部支援を行い、就労促進に努めます。	子育て支援課
児童扶養手当	ひとり親家庭に対し、国の支給基準に基づき児童扶養手当を支給します。自立の促進と家庭福祉の向上を支援します。	子育て支援課
ひとり親家庭医療費助成制度	所得税非課税世帯のひとり親家庭に対し、18歳以下（年度末まで）のこどもとその保護者の医療費と食事療養費（こどものみ）を助成し、安心して暮らせる環境を整えます。	子育て支援課
ひとり親家庭入進学祝金支給事業	ひとり親家庭に対し、小中学校への入学時に祝金（こども一人につき2万円）を支給し、健やかな学校生活のスタートを支援します。	子育て支援課

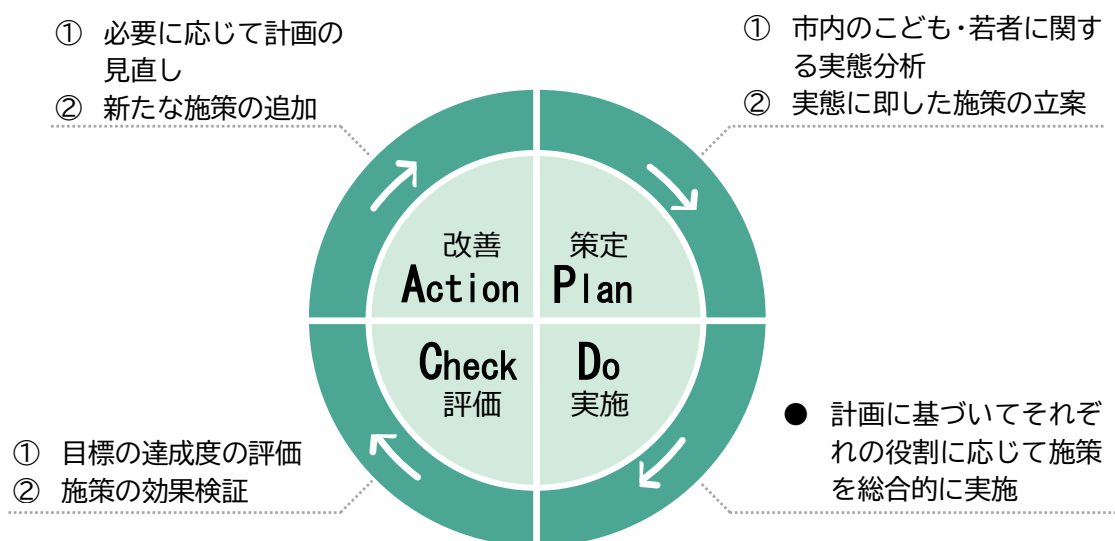
第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

子育て支援事業者、教育機関、地域団体、企業など多様な主体と連携を図り、本計画を推進します。子どもや若者の意見を取り入れながら、地域社会全体でその成長を支えるとともに、次代を担う世代への切れ目のない支援の充実を図ります。

2 進捗状況の管理

PDCAサイクルに基づき、計画の実施状況について定期的に点検・評価します。社会情勢や市民ニーズの変化に柔軟に対応し、必要に応じて計画の改善や見直しを行います。



※ PDCA サイクルとは：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字をとったものです。計画を立てて実行するだけでなく、その結果を振り返って次の活動に活かすという、継続的な改善の仕組みを指します。

資料

1 甲州市子ども・子育て会議委員名

No.	氏名	所属機関・団体等	備考
1	田邊 康仁	学識経験者/社会教育委員	
2	甘利 志賀峰	学識経験者/主任児童委員	
3	秋山 美和	保育所連合会会長	副会長
4	宮澤 裕太	保育所保護者連合会会長	
5	矢崎 友規	民生委員児童委員連絡協議会	令和7年12月1日から
	雨宮 紀子		令和7年11月30日まで
6	木下 洋和	甲州市医師会	
7	吉田 直紀	認定こども園 塩山カトリック幼稚園	
8	岡村 久美子	男女共同参画推進委員会委員長	
9	木下 みどり	子育て支援関係者	
10	廣瀬 美香	子育て支援関係者	
11	相澤 裕美	子育て支援関係者	
12	辻 純二	小中学校校長会会長	会長
13	間下 伸一	小中学校 PTA 連絡協議会会長	

甲州市こども計画

令和8年3月

発行：甲州市

編集：甲州市 子育て支援課〒404-8501 山梨県甲州市塩山上於曾 1085-1

T E L 0553-32-5081 F A X 0553-32-5079

